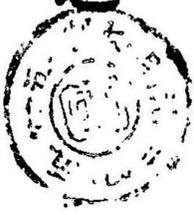


法學博士 松崎藏之助講述



租稅

論

完

東京專門學校藏版



租稅論目次

緒言

第一章 歳入の種類及び區分

第二章 國家の收入は經濟發達の度に従ひて其の性質を異にす

第三章 財政に於ける正理

第四章 各國に於ける收入を論ず

第一編 私經濟論收入論

第一章 總説

第二章 官有土地

第三章 工業及商業上の收入

第二編 公經濟的收入

第一章 總論

第二章 手数料

租稅論 目次

第一節	手数料の意義及び性質	六一
第三章	手数料の種類及び管理	六六
第四章	租税總論	七一
第五章	租税の素因	七七
第六章	租税に関する術語	八〇
第七章	租税の区分及び租税制度	八三
第八章	租税に関する原則	九五
第一節	財政政略に関する原則	九六
第二節	正義に関する原則	一〇三
第九章	租税行政に関する原則	一一四
第十章	租税の轉嫁	一一六
第一節	概論	一一六
第二節	租税負擔の配轉を論ず	一一九
第三節	租税の前轉を論ず	一二一

第四節 租税の逆轉を論ず

一二四

租税論目次終

租税論 目次

# 租 稅 論

法學博士 松崎藏之助 講述

## 緒 言

余は元々租稅論のみを講ずる豫定なりしが諸君は未だ歲入論を學ばざりし由なれば先づ歲入に就て概論せんと欲す。蓋し租稅の性質を究めんと欲せば先づ歲入一般に關する智識なかるべからざればなり。

茲に豫じめ注意を乞ひたきは科語の不妥當なるを是なり。元來諸種の專門語を漢字に翻譯するは極めて困難なる事にして意義の複雜深淵なる原語に於ては殊に然りす。されば本講義中科語を使用するに當り適當なる文字なきときは止むを得ず原語を使用すると有るべし。讀者之を諒せよ。

## 第一章 歲入の種類及び區分

歲入なる語は通常漠然として用ゐらるゝも實際上國家歲入又は政府歲入及び府縣町村歲入を併せ指すなり。抑も歲入とは歲出に對する用語にして地方共同體及び國家の歲入なる語は主として行政學上に用ゐらるゝと雖も財政學上にては寧ろ公同收入といふを適當なりとす。何となれば單に學理上に原づき使用する

科語は國家或は地方共同體といふ如き各別なる區分を爲さずして之を包含する一般普通の名稱を附するを宜しとすればなり。然らば公同とは如何此の意義を究むるに二原素あり。

第一開放せること即ち衆人に對して其の効用を制限せられざること。

公同の事物は國民の誰れ彼れを論せず苟も之が德澤を享けんと欲するものは其の効用を受くるを得るなり。然りと雖も是れ必しも一國に住せる總人口の謂ひに非ず唯衆人其利を享くるを得れば則ち可なり。抑衆人とは必ずしも全國或は全市町村民の謂ひにあらず又た少數人に對して多數人を指すの謂ひにあらず場合によりて或は多數ともなり少數ともなるを知らざるべからず。

抑も歳入の種類及び之に關する原則を究むるに當りては此の意義を明かにし置くこと極めて必要なりとす。例へば現今國家歳入の大部分を成す鐵道若しくは電信電話等公同の設立物は公同の利益を目的とするものにして其の事たるや實に限定されたる少數國民の爲めに設けらるゝに非らざるは勿論又多數國民の爲めに設けらるゝにもあらず之を建設するに當りて其の主眼とする所は公同の利

益にありて國民の少數と多數たるを問はず苟も之を利用せんと欲するものは誰にても其の効用の恩澤を蒙り得るなり。されば數字上より謂ふときは極めて曖昧たるを免れずと雖も而かも是れ却つて必要なるなり。之を彼の政治上の問題に例ふるに多數の意見必ずしも正當ならず少數の意見また必ずしも公理ならざるが如く多數の爲めに計ること必ずしも國家全體の爲め利なるにあらず少數の爲めに計ることまた固より利なりと云ふを得ずされば多數少數と一様に確然たる數を定めず只だ漠然と衆人とのみ稱するを必要ならずとせんや。

第二國家若しくは地方共同體に關係せること。

こは普通に用ゐらるゝ所にして今姑らく此兩者を以て公同の意ありとし以上説きし所の意義に依り歳入を稱して公同收入といふときは國家并に地方共同體の歳入を想像し得ると共に暗に歳入の性質及び其の目的をも顯はし得ん哉。

これより進んで公同收入の區分を示さん。されど茲に一の困難あり其は他なし區分の方法即ち是なり。凡そ歳入は國家の組織狀態慣習の異なるに隨て其の性質を同ふせず。例へば日本には日本特有の歳入あり亞米利加には亞米利加特有

の歳入あり。然らば一々其の殊別なる者を列擧して能事終れりといふべきか、焉んぞ然らん。然らば全然論理的に區分せんか、是れ實際に遠ざかりて取るに足らざるものとならんのみ。されば其の中庸を採りて實際に遠からず理論に偏せず、よく兩者を折衷するを以て最良方法なりとす。從來の區分の方法に従へば公同収入の分類方法に二あり。第一私法的収入及び公法的収入第二營業的即ち機械的収入及び徴收的即ち政治的収入是れなり。

第一 私法的収入とは私法上の規定に基づき國家及び地方共同體の法律上一己私人も同一の關係を以て所有せる財産より入る者を謂ふ。公法的収入とは之に反し、國家の主權或は財政權に基き國家が人民即ち個人經濟に命じて上納せしむるより生ずる収入にして財産若しくは營業上の収入にあらざるものを謂ふ。此區分は廣く行はれず國法學上より觀れば取る可き所ありと雖も財政學上より觀れば適當なりといふ可らず。其の弊たる所謂經濟上に關する原則を忽かせにするの傾なきにあらず。何となれば國家若しくは地方共同體の特有する財産或は營業の如きは縱令私法上の規定に基くも之と共に公法上の規定を有するを常

とすればなり。例へば政府の營む專賣若しくは交通事業の如きは一の營業なれども單に私法上の規定のみに基かず、又地方共同體の營む瓦斯事業、水道事業或は電氣鐵道の如きは純粹の營業なれども、又自ら公法上の規定を要す。故に公同収入は公法私法の意義を以て之を區分すること難し。

第二 營業的収入を分ちて特權を有するものと有せざるものとの二種とす。例へば政府所有の山林、土地、原野等より生ずる収入は後者に屬し之に反して政府の專賣事業の如きは前者に屬す。政府の鑛山事業の如き亦然り。請ふ我國の舊制に徴して之を辯せん。抑も徳川幕府に於ける土地制度を觀るに、幕府は各藩主に一定の領土を與へ、各藩主は又數多の藩士に一定の領土を與へ、地面に生ずる利益の一部を上納せしめ、其餘は悉く各自の所有に屬せしめられたれども、地の上下に生ずる利益は殆んど幕府自ら之を所有せり。故に其の領地内に於て鑛坑等を發見するときは之を幕府に届け出で、其の處分を仰かしめ、國司大名の例外ありと雖も、決して各自の自由に處分するを得ざらしめし事あり。又現今獨逸諸聯邦にては地の上下に生ずる利益は悉く國家の特權に屬して土地所有者は只だ其の地面

に生ずる生産物例へば穀物材木等を收入し得るに過ぎざるなり。此場合に於て  
 鑛山發見せらるゝときは如何なる人民の所有田地若しくは山林に於てせらるゝ  
 も政府の所有に屬して之を採掘せんとすれば必ずや政府の許可を経ざるべから  
 ず。是に依て之を見れば是等の性質を有せる收入は何れも特權に依るものと云  
 はざるべからず。

徴收的收入を分ちて國家若しくは地方共同體が一個私人に對して與ふる直接の  
 利益若しくは恩惠に對して收むる報酬的性質を帯ぶるものと又之を帯びざるも  
 のとの二種とす。例へば租税の如きは直接に報酬の性質を帯びざるに反して租  
 税が報酬の性質を帯びざるものなることは後段に説く所により明かならん手數  
 料例へば電信料電話料の若きは純粹に報酬の性質を帯ぶるものなり。

蓋し此の區分たる第一の方法に比すれば多く經濟上の原理を斟酌計量する所あ  
 るが故に幾分か勝る所ありと雖も尙ほ足らざる所なきに非ず。何となれば現今  
 に於ける國家若しくは市町村の實際上の收入に就て觀察せば此の區分の兩者何  
 れにも入らざるものあり。例へば罰金海防費獻金保護稅寄附金國庫補助の如き

是れなり。是れ等はその性質何れも營業的収入中に包含せしむると能はざるは  
 勿論徴收的収入中にも入る能はず。強て之が説を爲さんには罰金海防費獻金は  
 徴收的収入中に包含せしむ可きも彼の寄附金國庫補助帝室より下賜さるゝ下賜  
 金等に至りては斷じて之に屬せず。例へば現今我邦に於て實施せられつゝある  
 小學校員給料國庫補助の如きは市町村が營業的に收入するにあらずは云ふを  
 俟たず又決して徴收的の収入にもあらずして一種特別の性質を有するものたる  
 こと明なり。

第二の區分に關する缺點は皆に此のみならず夫の營業的収入中特權の附帶せる  
 專賣事業等より生ずる收入は其の性質必ずしも營業的収入にあらずして却つて  
 租税の性質を帯べり。今政府にして火藥を製造し人民の之に従事することを禁  
 じ之を政府の定めたる價にて人民に販賣するとせよ之を其の製造し賣捌するの  
 方面より觀察せば純粹なる營業なりと雖も之に反して政府が其の特權を利用し  
 て或收入を收むるの方面より觀れば其の營業に依て收むべき利益外の收入は間  
 接稅たるは云ふを俟たず。例へば佛蘭西に於て政府がマッチを製造して之を專

賣し大製造場を所有し之が爲めには萬人以上の職工を使用するが如きは純粹に營業的なり。然れどもマツチは生産費と同一の市價にて賣却せらるゝにあらず政府は之に由て幾分の利得を收むるなり。是れ即ちマツチを賣却すると云ふ手段に由りて消費者全般より取立つる間接税なり。

由是觀之營業的収入徴收的収入の中何れにも包含せしめ得ざる別種の収入あり又營業的収入にして徴收的収入中に入る可きものあり。要するに此の區分は正確なりと謂ふ可らざるなり。而して其の短所は獨り爰に止まらず政府の營業は獨り經濟上の利益或は便利を有するのみならず又實際的及び法律的の便利を具ふる事を忘るゝものと云はざるべからず。例へば鐵道電信若しくは專賣の如きは獨り經濟上の便利或は特權を有するに止らずして又法律上の便利或は權利を具ふるなり。

稍完全なる區分法としては公同収入を別ちて左の三種とするにあり。

### 第一 私經濟的収入

### 第二 公經濟的収入

### 第三 隨時収入

第一 私經濟的収入とは第二の區分法に於けるが如く國家若しくは地方共同體が一個人の經濟に於けるが如く營業若しくは收利の目的を以て得る収入にして彼の國有財産等より入るものは皆大抵之に屬す。例へば國家所有の田畑製造所或は鑛山等より入る収入の如きは是なり。此等の収入は政府の之を經理するに當りては一個人のなす所と異なるなく夫の最少の費用を以て最多の収入を得べしとの原則に依り大體より云へば政府の地位も一個人の地位も異なる所なく業を營む點に於ては政府と雖も法律上享有する特權も無く又實際に享有する便利も無く全く一個人と同一の地位を有する經濟上の競争場裡に立つものあり。

第二 公經濟的収入を別ち國家若しくは地方共同體が一個人に命令賦課する者と法律上及び實際上國家若しくは地方共同體の享有せる權利及び便利に賴る企業より入るもの二とす。而して前者を分ちて手数料及び租税の二とし後者を別ちて單に財政上の目的を以て企てたる事業よりの収入國家經濟上の目的の爲めに營む事業よりの収入及び直接に主權を利用して以て得る所の収入の三とす。



抑も財政と國家經濟とは一見相似たるが如くなれど實は全く其の性質を異にし前者は收入を得るを以て目的とすれども後者は然らず、主として公利公益の爲めに一國に於ける經濟上財物及び權利の分配に關係し、例へば電信鐵道の如き事業を企つるを以てその目的とせり。之に反して直接に國家の主權を應用して得る收入とは例へば獨逸にても日本にても鑛山探掘の許可權を以て假令人民の私有土地に存する鑛山に關しても政府之を所有し幾分の税を徴して之が探掘を許可するが如き是なり。

右の如く公經濟的收入を別ちて大體上二種と爲したるは極めて重要なることなり、前者は政府が命令して納めしむる點より觀察すれば手数料も租税と等しく國家が一定の額を定め一個人に命じて是れだけは是非上納せしむる特質を備ふるなり、而して後者は實際上及び法律上國家の享有せる便利及び特權より入る收入にして多くは企業的の性質を帶ぶ、例へば水道事業より入る收入は東京市之が實際の便宜を有し、鐵道は政府之が實際上の便利を有するが如く、又た特に法律上の特權にして收入を生ずる場合は鑛山の如き是なり。蓋し是等の收入は私經濟的

收入と混同すべからず。抑も第一に於て云へる製造所とは特に實際上及び法律上の便利特權を有せるに非ず單に普通一般の製造所の謂にして、例へば印刷局の管理に屬する王子製紙所の如き官報局に於ける印刷業の如き何れも世間並みの營業をなして其の利益を得るに外ならざるなり。之に反して佛蘭西に於けるマツチ製造業の如きは政府の專賣に屬し外形は普通の製造事業なれども實はマツチ使用者に附する間接税にして之を專賣とするは間接税を徵收する一の便利なる手段たるに外ならずして取りも直さず法律上の特權を有するなり。

茲に租税と手数料とを同一の中に含ましめたるは多少の疑義を招くなきを保せずと雖も必しも兩者を全然別物の如くに見るを要せず、近頃は獨逸の學者中兩者を同一種のものに見做すものもある程にて二者共に國家が人民に向つて賦課徵收するの點は其の主なる理由なりとす。實に見やうによりて租税と手数料とは別物とせずして全く同じきものと見做すを得る所以の理なきにあらず。左に其一例を示さん、抑も英國正統學派の經濟學者中には租税は國家が人民の安寧幸福を増進する爲めになす仕事に對して支拂ふ價なりと云ひ、或は保險料なりと云

へり。然るに價とは賣買上の關係より生ずる事柄にして或る貨物に對し支拂ふ所の直段なり、又た手数料は政府より受くる或る勞力に對して支拂ふ所の直段なり、されば租税も直段なれば手数料も直段にして兩者の間確然たる區別を立ると頗る難きを覺ふ。之を以て獨逸の經濟學者にして英國の學說を祖述せる者は大抵租税と手数料とを混同せり。

第三 隨時收入は國家の財政上より論すればさまで大切なる者にあらず、現今の諸國に於ても其の輕重の度を異にせり。抑も此の種の收入は行政上只だ一時の出來事と附帶して入るもの多く、今之を別ちて三種とす。其の一は單に會計上特別會計の爲めに賦課せる收入、例へば沒收物或は其罰金の如きは是れなり。其の二は或る特別の目的若くは永久保續す可き關係の爲めに或る特種人民の支拂ふ可きものにして例へば海防費獻金其他各種の寄附金の如きは是なり。蓋し或る特別の目的の爲めとは例へば夫の海岸防禦と云へる特別の目的の爲め砲臺を築くに當り獻金せしむるが如きをいふ。地方自治體に就ては斯る收入は其の例多しとす、かの橋梁を築き道路を修繕し學校を建築する爲めに地方の富豪者をして特

に其の公共心に訴へて出金せしむるが如きは此例なり。永久保續す可き關係の爲めとは例へば海峽に砲臺を築くは國家百年の長計にして其の企畫事業たる何時まで永續維持す可ければ此の目的の爲めに寄附するが如し。之を反言すれば寄附金は永久保續す可き關係の爲めに或は特別の目的の爲めに特種人民の支拂ふ所なり。次に其の三は公同の收入を補助す可き性質を有する者、例へば國庫補助の如き又獨逸帝國に於けるマトリキユラル、ペイトラーゲ (Matrioniular beitrage) (中央政府の金庫を補助する爲めに各連邦より毎年寄附するものなり) の如きは是れなり。

其の性質たる以上三者と異なれども只だ時と云へる原素に基きて之を論ずれば夫の公債の如きは又隨時收入に屬せり。抑も公債の性質たる私經濟的收入に非らざるや勿論なり、何となれば之を募集するに當りては其の金額と其の方法とを定むるは主として公法上の規定を要するを以てなり。されはとて公經濟的收入たるを得ざるなり。何となれば公債は國家若くは地方共同體の規定命令して人民に附加する者にも非ず、また國家の享有せる法律上の特權實際上の便利に賴る

にもあらず、若し人民にして之に應ずる者なしとするも政府は之を所屬するの特權も無ければ又た實際上の便利もなし、是故に第三種の収入たる隨時収入に含ましむるを適當なりとせんか。

以上述べたる所にて公同収入の區分法は終りたれば、更に収入の意義を定めんと欲す

第一 公同収入は如何なる内容を有するや單に収入と云へば所謂經濟學上の一學語にして財政學に於ては之を借り來りて直に應用するを得るかと云ふに、茲に多少の制限を爲すの必要あり。抑も經濟學上所得と云ふは収入の謂にあらず、所得は之を得る人の財産となれども収入は之に反して其の財産とならざるものも又其の中に含蓄す、然らば茲に一問題の生ずる有り、曰く政府若くは地方共同體の機關が得る収入は悉く財政上の収入と謂ひ得るか。願ふに一國家若くは地方共同體の使用する人民の勞力の如きは財政上の収入に非ず、獨逸の東方諸州に於ける町村若しくは日本の或る町村に於て道路を修繕する爲めに雇へる人夫を賦課することあり、實際上より云へば租税を賦課して得たる収入を以て人夫を雇使する

と異なるなく人民の方より見れば同じく負擔なり。然れども此等は國民經濟の發達進歩するに従ひて自然に消滅すべきのみならず、若し此等を以て収入の一部と爲さば財政學の統系上大に困難を感ずることあらん、例へば兵役の若きは同じく國民の負擔する所にして其の性質たる前者と異なる所なしと雖も財政學は之を其の範圍に入るゝとを得ざるなり。

第二 公同収入の中には實際政府若くは市町村が収入する者にして而かも其の權利は之に屬せざる者をも含蓋せり。例へば佛蘭西杯に在りて未丁年者の財産管理は其の親戚に非ずんば國家自ら之を行ふこと有り而して此の場合に於ける未丁年者の財産は形の上より云へば國家の収入となれども其の財産權に至りては未だ國家に移らず斯る性質の収入は正當なる國家の収入と謂ふ可らず。

第三 國家或は地方共同體の収入にして獨り其の實際の處分權のみならず法律上の財産權も亦た地方共同體或は國家に移るものあり、是等の収入は悉く國家等の正當なる収入と見做して可なるが如しと雖も必しも毎に然らざるものあり。例へば歐洲二三の邦國にありては町村に於て自ら貯金の業をば行ひ以て小民或

は労働者の利益を保護し或は疾病及び老後の保険事業を完全ならしむる爲めに州或は市町村に於て自ら之に必要なる基本金を集むることあり是等の事業は一見すれば國家の當さに營む可き正當の事業なるが如くなれども公利公益と云ふよりは寧ろ一種階級の人民の爲めに企つる事業なるが故に之に關する經費或は収入は亦市町村の正當なる經費若くは収入と謂ふを得ず。云はゞ特別の事業に關する特別費なり。人若し伊太利に於ける例を見ば愈明かならん。該國にては中世の始より金貨の事業盛んに行はれたり。凡そ歐洲の他の國々に於ては猶太人と高利貸とは同一の様に見做されたりとも伊太利に於ては然らず却て耶蘇教徒が金貨の業を營みて以て細民を苦しめたり。耶蘇教僧侶等之を救はん爲め淨財を以て金貨の業を營みしが其の發達したるもの今のモンテスピエターテス即ち是れなり。抑もモンテスピエターテスは一種の質屋にして種々の物品を抵當に取りて之に相當の金額を貸すを業とするなり。然るに此も好結果を得ざりしが故に後ち更に其缺を補はん爲め町村自ら貯金の事務を取扱ひ且つ貸借をも營むに至れり而して町村の參事會の選任する委員に於て之を管理せり。チーブル王國

の當時より行はるゝ法律に依れば町村貯金の事務に對して之が管理者其實を自ふのみならず町村參事會員の聯帶責任たることを規定し今尙其効力を有せり。佛人は常に伊太利を以て不徳義の國なりと稱すれ共其の小民の爲めに計りたる制度に至りては佛蘭西の及ぶ所にあらざるなり。今尙各國に於て其例乏しと雖も既に以太利の如く町村に於て貯金事務を取扱ふものとせば必らずや之によりて生ずる収入あるべし。此時に當りて町村等も是等の収入を以て其正當なる收入となし其支出に充つる事を得べきや否やとは財政上自ら生ずる問題なり。之を要するに此種類の収入は其處分權所持權兩ながら國家又は市町村に移れども之を以て其支出に充つる事能はず從て正當なる収入と見做す事能はざるなり。以上の三件既に明かになりたれば此に公同収入とは如何なるものなるかを説くの必要起る。

公同収入とは國家若くは地方共同體の正當なる經費を辨せん爲めに國家或は地方共同體の收むる財物法律語の物件及び之に關する權利にして其の財産權は國家若くは地方共同體に移るを要す。茲に謂ふ所の權利と財物との異なること

は言ふを俟たずして財政上之を區別するの必要あるべし。抑も一概に収入と云へば財物のみ移りて権利は移らざるものあり、又権利のみ移りて財物は移らざるものあり、此等は何れも正當なる公同収入と謂ふを得ず。例へば或る一家死に絶えて養子も無く親戚も無き場合に其の戸主にして鑛山の探掘權を有し、又は會社の株主なりしときは其の權利は直に國家に移れども財物は移らず、又前に述べたる佛蘭西の例に於ける未丁年者の財産管理の場合に於ては財物は國家に移らざるも權利は未だ之には移らざるか如き是なり。

## 第二章 國家の收入は經濟發達の度に従ひて

### 其の性質を異にす

經濟の發達に關しては學者の觀る所種々にして一ならず姑らく之を例せんに、歴史派經濟學者は單に職業の進歩變遷によりて其の見解を立つることフタトドリン、ホリストの如く或は英國經濟派の單に交換といへる事實に着目して之れが説をなしたるホルアアランド(此人全體の點に於ては歴史學派に屬すれども經濟進歩に關しては英國派の説を採れり)の如く、或は經濟といへる現象を目して人間の生

存するに當りて必要なる行爲をば一體に含むの點より見解を立てたるビユーハルの如きあり。國家の收入を論ずるに當りては此等の諸説は關係すること元より少からざれども其主眼とする點は人民の收入の變化に存するや疑を容れず。例へば勞働者は其の勞力より得る收入を以て國家の爲めに必要なる租税を拂ひ、農業者は其の土地より得る收入を以て租税を辨するが如し、之に由つて見れば國家歳入の變化は人民收入の變化と相伴うて離れざるものなりと謂ふも不可なきなり、故に先づ三種の收入の發達を論ずる必要あり。

第一 農業國に於ては人民の收入主として土地より入るが故に國家の收入も亦土地より入る、而して農業國に二種の別あり一は兵力によりて成立てる專制國にして東洋諸國に之を見、一は往昔獨逸或は佛蘭西の一部に行はれたる農業國とす。蓋し此事たる財政學よりは寧ろ他の學科に於て論すべきが如くなれども獨逸に起りたる農業國の進歩は財政學に關係を有すること頗る著しきを以て茲に述ぶる所あらんとす。

東洋專制諸國の農業國にありては農業者は未だ嘗て土地財産權を有せず、従つて

自主獨立の權利を有せず、此等の人民は毎歲其土地より生産する收益の一部分を土地所有者たる帝王に致したり、是れを以て西部歐洲諸國の如く一國內の地方に於ける要素となる可き土地を所有せる貴族などはあらざりしなり。之に反して古代獨逸に於ける農業國にありては土地を所有せる貴族と並び立ちて土地所有者たる農民ありしなり。而して君主の収入は己の土地より收むるにあらざんば農民の共用せる山林或は牧場に就て有する地役權より入れり。是れ即ち前者と大に異なる所以にして一方にありては帝王の収入は悉く農民の産出せる土地生産物の一部分より成り、一方にありては農民は未だ嘗て租税を拂はず。かゝる情勢は歐洲に於ける中世の半まで繼續したり。此の時に當り國家の収入の財源は主として土地の生産によるか、然らざれば之と密接の關係を有せる工業例へば鑛山或は未熟の製作等にありき。

第二 人口漸く増加するに従ひ食物の需用自ら増加するを以て假令未拓の土地存するも尙ほ古代の農制に依るときは増加せる人口を養ふ能はざるのみならず之と同時に政治上の變遷に従ひて配下の家の子郎等は其の君主を去りて更に他

の方向に向て生活の道を求むるに至る。是れ即ち歐洲の中世に於て都府の次第に發生したる所以なり。然らば都府をば創建して之に住したる人民は如何なる種類のものなりしかと云ふに其の始めは農業者たりしは勿論なれども同時に手工を營みたる者多かりしなり。此等は嘗て君主の命令によりて器具物品を製造せるか爲めに幾分か工業上の經驗を有し、かば其の一度都府を建て、之に住するに及びては主として之に従事しその勞働より生ずる収入を以て生活の費に當てたり。是に於てか經濟社會に於て更らに特別なる収入の種類を生じたり。

歐洲の中世時代に於て都府といへば即ち一の國家なり、故に之を建設し維持する住民は己の勞働より生ずる収入の一部を割ひて以て其の經費を辨せざるべからず而して其の方法たる住民相互間の協議に基けり、即ち此種の國家の収入は營業又は財産より入る國家の収入とは全く其の性質を異にせり、一は單に命令的のものにして一は相互間の相談一致に基けるものなり。是れ即ち有名なる法學者キールケが眞正の租税は都府に於て始めて發達するを得たりと謂ひし所以なり。人民の經濟上に於ける収入の觀念は此時に當り始めて發生したれども其の收入

たる單に生活の費用を補ふに止り未だ嘗つて他の餘裕を存せず所謂手より口に入るといふが如き有様なりしなり。是れ大に後來の經濟上の發達と異なる所に於て此時に於ける帝王又は國家の收入は土地の收入にあらざれば政府或は王侯が自ら營める企業及び之と關係せる王家の特權(Finanzregal)なり。

此の時に當り勞力より生ずる收入は現今の經濟社會に於て勞力より生ずるものとは其の性質を異にす。如何んとなれば當時の生産者は賃銀の爲めに働く現今勞働者の如くならずして一個獨立の企業者なり故に其の收入たる勞力より入るとはいへ又た企業に對する報酬をも含めり。但し其の收入一己生計の費用を辨ずるのみにして尙ほ其の他に餘裕を有せざるに至りては兩者殆んど異なる時なく此時に當り未だ所謂資本家なるものなし従つて國家も亦た人民の資本より生ずる收入の一部を以てその歳入となすこと能はざりしなり。

第三 人類學者或は社會學者が言へる如く往古創造の代に當り人類が唯た己の手足を勞し或は耒耜を採りて土地を耕耘し以て生活を營みし時にありては未だ所謂資本家なるもの無し顧ふに現今經濟社會に於て一大魔力と稱せらるる資本

は奇異なる歴史を有せり。資本なる語の使用せらるるに至りしは極めて近き頃の事實にして資本家なる階級は主も十七世紀の終より十八世紀にかけて發生して其の初めや市街に於ける土地所有者なりしなり。蓋し中世の末以來人口の増殖及び經濟社會の發達と共に都府の繁華は次第に盛大に赴き土地の價格自ら騰貴し而して其の價格の騰貴せるは他の經濟事業の如く吾人が直接の勞力を加へ或は勤勞したるに由りて生じたる結果にあらず。所謂時世の進歩と共に毫も費す所なくして發現せる現象なるを以て故に此等の土地所有者は其の土地の價格の増加せるよりして俄かに豊富を致したりかくして新たに増加したる富こそ從來に於ける資本及び餘裕收入の基となりしなり。土地の價格の増加せるよりして俄かに豊富を致したりかくして新たに増加したる富こそ

所有者は何故に資本家とならざりしかと云ふに田舎にては人口の増加政治上の推遷交通の變化等に關する種々の形况を受くること甚だ遅くして土地の價格に毫なく變動を生ぜざりしが故なり。

右の若く市街に於ける土地所有者は毫も力を勞するとなく地價は自ら騰貴して俄かに餘裕の財産を生じ且つその上地は所有者が自由の處理に任せられたり。

凡べて勞せずして得たる財産は何事にも惜みなく使用するを得るものなれば社會は是に於て大膽なる一種企業者の階級を有するを得て從來毫も經驗なき新事業即ち商工業等に資金を投入するものあるに至れり。

資本の初めて當時經濟社會の一新要素となり了するに及んで之と共に更に之に使役せらるゝ他の一階級即ち勞働社會を生じたり、彼等は單に自己の筋力を勞して資本家の爲に働き其報酬として賃金を得て以て生存するものなり。抑も賃銀なるものは又經濟社會に於ける一新現象たるは云ふを俟ず、是に於て乎一國人民の收入は三種の根原より生ずるに至る所謂三種の根原とは第一土地より生ずるもの第二資本より生ずるもの第三勞働より生ずるもの是なり。故に國家が國民に命じて其の歳入を檢せしめんとせば國民は必ず三種の收入によるの外復た道なきなり又國家が國民に令して其の政治上の經費を負はしめんとするに當りては須く此の三個の事實に注意し勤めて國民の不利益とならざらんことを計らざるべからざるなり。

既に國家歳入の原因を論じたる後は自ら茲に一の問題を生ずべしそは他なし國

家の歳入と人民の收入との關係是れなり。概して言はば國家は人民收入の幾分を徵收するも差支なきかといふことは是なり。曾て經濟學者或は政治家等の此の問題に就て研究したるもの甚だ多く或は人民の收入と國家の收入とを比較して國家は其二分を取るべしとか或は其三分を取るべしとか確乎たる率を立てんと企てたるものすらあり。例へば佛のポーパーンの若きは土地收入の什一を税すべしと云へり。

後世甚しきに至りては人民收入の十分の四をば税すべしと云ふもの有るに至れり。近世の財政學者中にも又之れに類似せる説をなすものあり。例へばホップの若きは年々人民收入の一分五分以上を税するは國家に害ありとなしシエーンは國民の性質或は政體の異同によりて此の問題を解釋せんと企てたり。其他財政學の進歩に與りて力あるエースタインの如きも亦た國體の異同によりて人民の負擔に異同あるべきことを信じたらん様に見ゆ。此等の説は要するにモンテスキューの説に胚胎し來りたるものにして其財政學の學說に及ぼす影響は甚だ緊切ならず。何となれば國民の國家の爲めに負擔する輕重は政體の如何に依りて



定まらず主として其經濟上の發達に基くを以て之が輕重の問題も又其原理に基いて決せざる可らざればなり。蓋しモンテスキューは當時佛國の如く立君特裁制の下にありては人民の負擔甚だ重く之に反して英國及び米國の如く議院政治又は共和政體の國に於ては限制も甚しからず租税も亦輕かりしを見て慨然として以爲らく『自由制度行はるれば其政治重に人民の爲めに施され従て其經費も主として人民の爲めに費やさるゝか故に共和國に於ては租税の負擔重大なるも不可なし、何となればその負擔は悉く人民各自の爲めなればなり』と。之に反して立君特裁制の下にありては國費の大部分は君主の爲め宮廷の爲め宦官寵嬖の爲めに費やさるゝが如くに見ゆるが故に彼曰く『其政體の下に立てる人民の負擔は輕からざる可らず、何となれば其の經費國民の爲めに支消せられざればなり。而して共和并に君主特裁兩制度の中間にある立憲君主國にありては其政治の人民の爲めにせらるゝ事恰も中間に前兩者のあるを以て其負擔の重さまたその中間にあるべし』と。然れども如何ほど迄か兩者の負擔にして何處に中間あるや、積極的の標準を求むる事甚だ難からん哉。然るにホッフに至りては或る比率を定め人

民の負擔をして其範圍を越へしむるの不可なるを主持せしは稍、其旗色を異にする所以なり。然り而して十分一税法を案出したるは佛蘭西の學者ボーパンなり。同氏はルイ十四世の代陸軍大將に迄昇進せし人にて有名なる築城家なり。願ふに當時佛蘭西王室の驕侈益、甚しく其の收入の財源たる之を當時の財産家たる貴族僧侶に採らすして却て貧困頼るなき農民に取る益、多きを見て以爲へらく『斯の如く收斂度なきは國に不利なれば必らずや確然たる標準を定めざるべからず』と。是れ乃ち十分一税法 (Disme royaume) を案出したる所以なり。我邦にては足利氏の末、増田長盛が租制の改良を計りて八公二民の法を探りし迄は税法甚だしく紊亂して、人民收入の八九を納めしめたることすらありしが大寶令時代には普通四公六民の税法行はれたりと云ふ。

願ふに絶對的に國家の收入と人民の收入との割合を定むることは到底能くすべきにあらず。何となれば國家の歳入は之を定むること難からずと雖も人民の收入に至りては之を計量するの良方便なければなり。今より百六十年前英のベツチーが一國內に於ける人民の財産を計らんと企てたる以來幾多の統計家、經濟學

者は種々の方法を以て我こそは正鵠を得たるの名譽を博せんと企てたれども、要するに實際と相ひ去ること遠きを免れず。抑、通常人民の収入を計るの方法に二種あり。一は人民をしてその収入を届け出でしめ或は市町村の吏員が帳簿又は財産臺帳によりて調査するとなれども此法を用ふるは甚だ困難なり。何となれば人民は負擔の重からんとを恐れて其の収入の高を明言するものあるとなく、勤めて之を隠匿するが故に到底眞正なる計算を得ること難ければなり。二つには所得税の徴収額に依るものにして、先づ最良の方法と云ふて可なり、此法に依れば其の納税義務を有する所得額以下の収入は納税の義務なく、従つて収入の高を届け出るを要せずと雖も、此等の人民にして尙ほ巨大なる財産を有せるものあり。例へば古物寶器を多く貯藏せるもの、若き是なり。されば此方法もなほ正確なるを得ざれどもさればとて概算し難きにもあらざれば今の處にては完全に近きものとす。

其他尙ほ國家の収入と人民の収入との割合を定むるに困難なる他の一理由あり。國家の政治にして人民に與ふる利益愈多ければ人民の負擔も多きを得れども若

し政治にして人民を害ひ、又は之に與ふる利益極めて僅少なるに於ては人民の負擔過大なるを得ざるは當然の理なりと雖も、國家の政治によりて人民が蒙る利益恩澤は物價の如く數字を以て計る能はず即ち安寧とか秩序とか所謂政治上の財物は無形的なれば貨幣を以て其の價格を識ること能はざるなり。之を以て人民収入の幾分を納めしむるが正當なるべきかは絶對的に言ふべからざるや明けし。國家の歳入と人民の収入との割合は絶對的に定むること能はざる右の如しとせば若し強ひて之を定めんとすれば比較的論ずるの外道なかるべし。而して通常左の三個の事實に依る。

第一 國家の政治にして人民に與ふる經濟上の價格愈多ければ人民が之に對して負ふ所の負擔も愈多きを得べし。例へば電信、鐵道等が國民に與ふる經濟上の直接の利益明白なる場合に於ては人民は其の經費の多きを忌みて之を避くるは却つて自己に不利有害なるが如し。

第二 國民の餘裕收入愈多ければ其の國家の爲めに負ふ負擔も愈多きを得べし。

第三 國家の歳入にして私經濟的収入に屬する部分愈多ければ絶對的に國家の

歳入は愈多きを得べし此事たる各國歴史上の發達の狀態によりて同じからず。例へば獨逸帝國に於けるが如く其各聯邦は多くは昔の大小名より成れるを以て曾て一國の政治は恰かも君主の一家事の如く取扱はれたりしを以て其領土は又君主の私有たりしが如き觀あり故に鑛山森林等の財産は多く君主の私有に屬するが故に獨逸の諸邦國は多くの私經濟的収入を有するや多し。

### 第三章 財政に於ける正理

凡そ人間社會に於ける事物には當さに然らざる必然の數を具ふるものと之に反して假令何れに歸するとも不可なきものとあり。前者を名づけて善とは謂ふ。蓋し善とは總ての人に利益に反對せず誰人の害にもならざるもの、謂にして今姑らく之を財政學上に應用して財政學上正理と名づくるものは果して此の如く國民全體の利益に反せざるものなるか、或は又た時としては反することも有るか、もし之れ有りとするれば如何なる場合に於て之を認む可きかは、國家の収入を論ずるに當りて先づ研究せざるべからざる問題なり。何となれば公同収入の性質たる國家が人民の所有に屬せる収入の一部を取るものなるが故に、之を取るに當り

て如何なる方針に従ふべきか、或は又た如何なる標準に従ふべきかは正理といふ觀念に基くの外他に道なければなり。

蓋し正理と云ひ平等と云ひ經濟上に於てまゝ同一意義に用ゐらると雖も社會の事物は悉く不平等なり。此の不平等なる社會に於て平等を得んとするは極めて困難なる事なるが故に人間の理想上の境遇に達せざる場合に於ては或は方便なるものを設けて之に従ふを常とせり。殊に國家の財政上よりすれば國民の數は甚だ衆多なるが故に、その國民の有する經濟力も亦た悉く異ならざるを得ず、是に於てか吾人は同標準を具ふる人々を集めて之を排列團結せしめ而してその區別に従ひて國家の負擔を分配する外又他途あるなし。所謂性質とか條件とか云ふ事柄は人の行爲、勤勞或は財産、智識等に外ならずして通常經濟社會に於て正理と云へば此等の條件中其最も差しきはりなきものを選び之(標準)に遵據して貨物を配分するの謂ひなり。而して積極的に顯はれて實際經濟上の現象となるは即ち需要供給なるを以て需要供給とは行爲、勤勞或は財産、智識等の有形的に比較せられたる比例なれば通常の經濟社會にありて財物の配分上正理と認められ各人の

遵守すべき原則は之れに依りて定まる經濟上の價值なり。

然れども一國の財政上に於ては經濟上の價值を以て正理と認め之に準據して人民の負擔を定むるを得ず。何となれば所謂國家の政治なるものは無形的のものなれば有形的に其の價格を量り知ること能はず。且つや經濟社會に於て定まる價格は各種貨物が人の不足不自由を滿たすの度合によりて定まること多しと雖も國家或は人間の集合體たる社會の全體よりすれば物の價格は各個人の不足不自由を滿たすの點より觀るを得ずして、其の物の性質が國家若しくは社會に對し果して如何に有用なるや又た如何なる效果を生ずべきかに因つて定むべきものなればなり。其の財政上眞の正理とはあらゆる人民がなせる行爲とその結果とを考へて此等が社會に與ふる利益の度を計り而して後に之に對する配分として彼此不公平なからしむるに在り。されば法理學者エーリッング謂へらく「眞の正理とは人が社會に與ふる利益の大小に従ひ其の行爲と之より得る結果とをして確實に平行せしめ且過不及なからしむること即是なり」と。

以上説ける所によれば經濟上の正理に二種あるを知るべし。即ち一は個人間の

經濟上に於ける正理にして、一は國家全體の經濟上に於ける正理なり。故に國家が財政なるものを立て、其の負擔を人民に分配し以て收入を得んと欲すれば或る場合に於ては第一種の正理に由り或る場合に於ては第二種の正理に由らざる可かず。若し之を混同してあらゆる場合に於て同一種のものを用せんとすれば大なる過誤を生ぜん歟。かの英國或は獨逸に於ける自由貿易派の唱へたる租税に關する原理の如きは此の區別をなさいるに因ること多しとす。

學者或は第二の正理を稱して配分上の正理と云ふ。蓋し一國內に於て各人民の利害を觀察して此等全般の人民の爲めに正當なる經濟上の配分をなさんと欲するに由る。故に之を財政上に應用すれば國家の負擔を配分するに當り不公平なくあらゆる人民の利益と衝突せざる様に企つべきなり。然れどもこの名稱たる生産配分と混じ易きが故に甚だ適當なりと謂ふべからず。

第一種の正理は如何なる場合に於て適用せらるべきか、即ち通常經濟社會に於ける正理によりて國家の收入を得るは如何なる場合なるかと云ふに政府の所有せる財産若しくは營利的營業等にしてかの私經濟的收入は主として此の原則に據れ

り。例へば政府若し或る製造業を營まば其収入は皆に資本に對する利子并にその資本償却基金をも含めるのみならず、又通常經濟社會に於ける企業者と等しく企業者の利益をも含まざる可らず。故に國家は一個人と同じく利益を得るを以て目的とするものにて國家は此場合に於て通常の經濟社會に於ける正理によりて支配さるゝなり。

之に反して租税手数料其他公經濟的收入を得るに當りては國家は第二種の正理に遵據す。例へば手数料の如きは國家が特に一個人或は一部分に與ふる利益を標準として徴收するものにして國家が利益を得ると得ざるとは問ふ所にあらず。租税の如きも亦た然り。一般人民の利害に關して必要な經費を得る爲めに或る標準に従ひて徴收するものにして其目的たるや利益にはあらずして人民の休戚利害に在り。

之を要するに社會に於て何事をなすに當り何人にも無理を及ぼさざるを正理といふ。故に經濟社會に於ける吾人の動作をして正理的行爲ならしめんには需要供給の理法によりて定まる所の價格に遵據するを要す。若し此の價格によりて

貨物を授受するときには誰人の不平を惹起すとなくして公平なるを得へしと雖も、假りに價值を拂はすして物を得んと企つるものあらんか、一方は決して之を不問に附せざるべし、何となれば此の如きは正理に背けるものなればなり、是れ通常の場合に於ける正理なり。然るに之を以て直に國家全體の上に適用すべきか、例へば甲なるものは百圓乙なるものは千圓を租税として納むとせんに國家は之に對し通常經濟社會に於ける正理に従ひて一々百圓若しくは千圓の報酬をなさざるべからざるか、換言すれば通常價格の原則に従ひて國家の負擔を分配するも不都合なきか、嗚呼是れ大に誤れり。願ふに一個人間に於ける物品の價格は其各自に對して有する効用の多少に由りて定ると雖も國家は各個人に對し一々適當なる満足を與ふるを得ず、只其行ふ仕事は全體に對し如何なる影響を及ぼすやと問ふのみ即ち物の價格は個人間にありては其の充用の度によりて定まり、國家社會全體の場合にありては其の眞價(Intrinsic value)によりて定まる。

今以上得たる結果を以て財政上に應用するに政府は或る場合に於て貨物を製造し之を販賣すれば一個人の場合と同じく需要供給の理によりて其價を得れども、

或る種類のもの即ち租税手数料等の標準は需要供給によりて定むること能はず。蓋し所謂政治上に於ける物とは無形にして漠然たるものなるが故に精密に數字を以て其量を表はし云ふを得ず。之を加ふるに其物たるや一個人の之を欲するか故に賣り欲せざるが故に賣らすと云ふが如きと能はず。是を以て政治をして國家全體の上に善良なる結果を生ずる者ならしめば通常の需要供給の法によらず上よりして之を人民全體に配分して購はしむるは蓋し當然の數なり。之をこそ配分正理とは謂ふなれ。尙ほ此の事に就ては他日租税の事を説くに當り詳しく説明すべければ茲には多く言はざるべし。一言以て之を蔽へば政府が收入を得るに當り遵據すべき正理に二種あり一は通常一個人間に於ける正理にして一は國家全體の上より觀來りたる正理なり。

此の如く財政上に二種の正理ありて國家は須らく之に遵據して收入を得ざる可らずと雖も、一たび實際に之を應用するに當りては著るしき困難を感ずべし。何となれば國家收入の種類は甚だ多様に於て其の性質も亦た種々なれば或る場合に於ては二種の正理何れを標準とすべきや頗る判斷に困むものあればなり。之

を一國の歴史上より觀察するに或る種類の收入は一時代に於て第一種によるも他の時代に於ては第二種に據るや多し例へば鐵道より入る收入の如きは或は手数料と認められ或は私經濟上の收入と看做さるゝことあり、又た郵便料の如きは私經濟的収入たる時もあり手数料たるときもあり、又租税たるときもあり。要するに實際此種の國家收入は飽くまで第一種の正理に遵ひ他の種類の收入は飽くまで第二種の正理に據らざる可らずと云ふが如き永世不易の標準なるものは之れ無しと謂ふも不可なきなり。

#### 第四章 各國に於ける收入を論ず

各國の收入は必ずしも同一なる財源より入らず先づ之を探求せんために左の統計を掲ぐ。

	通常收入			臨時收入
	私經濟的收入	租稅手数料等	行政企業的收入	
普魯西	464,728,571	701,216,736	69,331,415	88,387,197
義大利	43,514,614	733,266,878	16,891,206	17,863,446
伊太利	91,167,437	954,308,946	43,730,095	61,715,045
佛蘭西	63,699,777	2,249,283,106	95,527,599	...
英吉利	66,600,300	1,149,240,000	54,620,001	...
露西亞	302,603,004	1,984,525,392	39,157,373	...
日本	376,715	742,380,43	11,563,690	2,651,920

右の統計は明治二十六年より同二十七年に至る財政年度の調査に依れり。而して金額は獨逸のマークによりて計算せり。現今の爲換相場に依るに我が一圓は大概二、一七マーク位に相當す。法定價格によれば一圓は四マーク以上に當れども現今爲替相場大に騰貴し居るを以て之に依つて計量するを得ず。

佛蘭西と英國とは財政上他の諸國と異なる所ありて臨時収入額の調査成らず依つて之を略せり。

露西亞に於ては官有の原野山林等を農民に貸下ぐるのみならず之を個人又は町村に拂ひ下ぐるが故に官有財産より入る収入は甚だ大なり。然れども普國の官有財産より入る収入とは大に其の性質を異にせり。何となれば後者は管理の結果より生ずるものなればなり。

佛蘭西に於ては全國の鐵道大抵私設にして其の國有なるは軍事鐵道或は收利の見込なき場合のみなり。且つ土地山林等革命の時に賣拂ひ貴族より沒收したる財産も多かりしが此れ亦た悉く賣り拂ひたり。是れ佛蘭西が國有財産の少き所以なり。

次に各國の收入に關する一人の負擔を見るに左の如し。

収入の一人負担

國各	中央及び地 方面の負担	租税及び 其の負擔	租税の負担	國有財産より 入る民衆收入
普西亞	34,62	22,89	22,97	17,43
奧大利	37,84	30,34	28,41	2,50
伊太利	43,19	31,25	30,61	4,40
佛蘭西	76,27	58,43	57,96	4,13
英吉利	60,53	39,24	34,24	3,18
露西亞	20,68	17,95	15,80	3,09
日本 (四)	3,02	1,08	1,07	.35

右の表に由りて觀るに人民の負擔の最も多きは佛蘭西にして、次ぎは英國次ぎは伊太利なり。近頃佛蘭西にては七十七マールク(三十五圓)英國にては六十マールク(二十七圓)程を一個人が租税として負擔せり。而して一昨年迄は佛蘭西の收入は左迄増加の傾向なかりき。近年佛蘭西にては收入の豫算多くして實際の收入は之

に添はず、英國にては實際の收入多くして豫算寡し。且つ負擔に對する人民の怨訴も前者に於ては後者に於けるよりも甚し。獨逸にては其の人民愛國心に富めるを誇ると雖も、佛蘭西に比すれば半にも過ぎざる租税を納むるを厭ひ居れり、一國人民の愛國心は全々其の國の富力財力の度に由ること尠からざるを知るべし。又た普魯西にては國有財産より入る收入のまかく多きは全く政府が多く往古よりの耕作地を所有し、且つ其の鐵道大抵國有なるが故なり。上來余は人民の收入と一國の收入との關係を説きたるが、之に由つて讀者は一國が如何ほどまで人民の收入を收め得るかは原則として定め得るものに非ず、唯だ實際上政治經濟の關係によりて定まるものたるを下せしならん。



## 第一編 私經濟的收入論

### 第一章 總說

四二

既に説けるが如く國家の私經濟的收入は國家の財産及び國家の營む農商工業より入る收入にして之を管理し又は營業するに當りては一個人と等しく經濟社會に於ける彼の需要供給の原則に支配さるゝを免かれずして其の他の收入并びに營業とは全く法律上の基礎を異にせり。前者の場合に於ては國家と雖も法律上の特權及び便利に至りては殆んど之を享有せず只だ財産上の利益を目的として所謂最少の費用を以て最多の收入を得んと勤むるものなり。蓋し公經濟的收入にありては其の營業上の收入足らずして他の種類の收入を以て之を補はざるべからざる場合に於ては其の不足たる即ち國家の經費なれども私經濟的事業によりて生ずる收入の不足は國家の經費には非ずして營業上の損失なり。兩者種類の異なるに由り其の結果も亦た同じからざるを見るべし。

國家の私經濟的收入の重なる者は(一)其所有の耕作地より生ずるもの(二)國家が從來歴史的關係によりて人民の土地を利用する權利あるによりて生ずるもの(即

ち地役權より生ずる收入等)(三)鑛山冶金所製造場及び商業より入るもの等是なり。茲に商業といふは貨幣銀行に關する國家の經濟的製作より入るものにして現今に於ては財政上素より大切のものにはあらず。此は後に詳説する所あらん。從來經濟學者の説く所に由れば此等の收入は國家の當然の收入とは看做されず此等の營業は宜しく一個人に屬せしむべしとして英國派の經濟學者は皆之に唱和せり。但し獨逸に於ては之に反對せる經濟學者尠からず。抑も英國經濟學説が最も盛んに行はれて之に屬せざるものは殆んど經濟學者視せられざる時に當り猶ほ其の必要を説きたるは普魯西の統計學者たるホフマン(租稅論、貨幣論、工業製作論等の著ありて有名なり)なり。爾後有名なる經濟學者は多少之と其説を同ふして絶對的に國家の私經濟的收入を撥斥せず。スタイン言へることあり曰く「國有土地は之を農務省の管轄に委ね種々の特權より生ずる收入は商務省に委ね而して專賣より生ずる收入は大藏省の管轄に歸す可し」と。是れ蓋し此の意に出づるなり。元來スタインは非常なる卓見を有すると共に非常なる謬説をも有せし人なるが此の説の如き極めて當を得たるものと謂ふ可し。

從來私經濟的収入と云へは山林鐵道等より入る種々の収入をも合蓄せしむるを常とし殊に大家ラグナルの如き然かり。其の理由とする所を見るに一たび資本を投して鐵道等を建設せば國家は利益の外に資本償却の基金をも得ざる可らず、謂はゞ利益も收め資本も償はざるべからざるが故に私人の營業と毫も異なる所なしと云ふにあり。然れども是れ單に收支の上より下したる見解にして國家は己の利益を營む外に公利公益を計るを以て其の目的とせることを忘れたる者と云はざる可らず。鐵道を國有にするの點既に私經濟的と云ふ可らざるにあらずや。

## 第二章 官有土地

官有土地の多少は各國政治上の歴史によりて異なれり。我が國封建の世にありては土地は悉く諸藩主の所有に屬せるの傾向ありしが明治維新の革命によりて國家は其の所有山林の外耕地に至りては殆んど之を人民に賦與したり。即ち明治元年十二月の布告拜領地并びに社地除地の外村々の土地地面は總べて百姓の所有たる可しによりて耕作地は悉く農民の所有に歸せり。

英國に於ては彼の薔薇戰爭 (War of Roses) によりて貴族名門の重なる者は大抵滅亡して其の土地財産は多く王室の有に歸せしが其の後復た之を貴族に分與し或は政治上の費用を支辨するが爲めに拂下の方法を探りたるが故に現今に至りては官有土地は甚だ夥く山林より入る者を合せて僅かに五百萬圓程の収入あるのみ。之に反して獨逸聯邦中の普魯西に至りては其の農民の使用耕作したる土地は大抵政府若くは王室の有に歸せしか故に其の所有するもの今尙ほ多く官有土地より入るもの凡そ二千七百三十三萬マール、山林より入るもの凡そ三千万マールあり。蓋し獨逸に於ては封建武士の所有土地は現今私有土地となりしも王公侯伯が貸して小作料を納めたる土地は或は國有に歸し或はその私有に歸し必ずしも一様ならず尤も獨逸に於ける國有土地は極めて多し。而して獨逸の東方に於ける農民は皆征服されたる者なるが故に農民は土地所有者にあらず爲めに政府の所有地稍多しとす。之を要するに官有土地の他種類の官有財産と異なる點は固定財産にして其の収入たる政治上の費用に支辨さるゝにあり。

官有土地を維持して將來國家は此の財源によりて其の經費を支辨す可きかと云

ふ問題は必ずしも至難の事にあらず。一言以て之を蔽へば現今經濟社會の組織上官有土地より生ずる収入は財政上緊切且つ必要なるにはあらず、只だ歴史上の遺物たるに過ぎざるなり。然かも直に速断して之を棄てんとするは誤れりと謂はざる可らず、今其の理由の重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一。世襲君主國にありては政治上の強固を保つ爲めに之を有するの必要あり。曰く「若し一國の君主にして毎年議會の協賛を経ざる可らざる租税に依りて其の經費を支辨するときは皇室は年々議會よりの攻撃の焦點となるの嫌ひあり、殊に皇室費の如きは議會の制限を受けざる財産より入る収入を以て之を支辨する方君主の尊嚴を維持するの利あり」と。

第二。土地に對する國家の管理は一個人の管理に比して收入を生ずること必ずしも少きに非ず。

第三。經濟上の發達に従ひて官有土地より生ずる収入は年々増加するの傾向あり。彼のリカードの小作料説によるに「一國の人口漸く増加するに従つて収入も亦増加するは疑を容れず、此の時に當り國家が其の所有土地を賣却するは策の得

たるものにあらざるべし」と。千五百年頃より政治上商業上の變遷に従ひて土地の必要増加し地價著るく騰貴せるを見れば此説たる毫も怪むに足らずと雖も是を以て常經となすべからず。

第四。農業の改良を計る爲めに國家は其の所有土地に於て農政上模範農政を行ふの必要あり。例へば近年全國を分て農區を設け一區内に農事試驗場を設くるか如きを見れば官有土地必ずしも無用ならざるべし。

第五。社會の變遷に従ひて小農兼併の弊を生じて一國の基礎たるべき農民の減少することは歐洲各國殊に獨逸等の患ふる所なり。此の場合に於て政府は其の所有土地を賣却して土地所有者を作るの必要あるは獨逸一派の經濟學者政治家等の唱ふる所なり。

右は官有土地を保存するの重なる理由にして就中第三と第五とは最も有力なりとす。然るに又之を非とする有力なる經濟上の理由なきにあらず。蓋し中世以前に於て各國の収入は殆んど官有土地より生じたり。而して學理上之を非難したるはモンテスキューに始まり、續でアダム・スミス出で放任主義を唱へて盛んに

土地官有の弊を論じたり。其の理由とする所は

第一。官有土地より生ずる利益は私有の土地に比して少なし、即ち國家は土地を管理耕作するに必要な熟練及び注意を欠く。

第二。官有土地を保存するよりは之を賣却して國債を償還し若くは臨時經費に充つる方遙に勝りたり。

第三。國家が巨大なる土地を所有して農業に關係すれば却つて一般農民と競争して其の利益を害ふの弊あり。

第四。財政上官有土地より生ずる収入は甚だ大ならずして不必要なり。

願ふに一國の狀態習慣、人民の感情等よりして官有土地を存有するものありと雖も余を以て之を觀るに既に官有土地なるものありとすれば強いて之を賣却して從來の習慣等を破るの必要なきが如し。而して之を管理する方法如何、請ふ少しく之を説かん。

官有土地の管理に關しては獨り實際家のみならず學者も亦た考慮を費せり。

クインの如きは管理法を別れて財政的管理法、財産的管理法となせり、前者は政府が主としてその所有土地より収入を得るを目的とするが故に其の保存及び改良等に注意せず。之に反して後者は政府が其の官有土地を支配すること恰かも一個人が所有財産を支配すると等しく之が保存改良の點に注意して勤めて其の財源を害はざらんことを計る。是れ即ち嘗て歐洲の中世に於て各國政府又は諸侯等が其の土地財産を管理するに當りて遵守したる原則なり。然れども以上述べたるが如く國家が所有土地を管理するに當りては此の二原則のみに遵ふを得ず之に加ふるに第三の原則を以てせざるべからず。他なし是れ所謂國家經濟的管<sup>理</sup>にして管に収入を得るを以て目的とせず、又その財産を保存若くは改良するのみを以て目的とせず、國家の爲めに必要な農業上の利益を計るものなり。之を要するに十九世紀以來官有土地に關する管理法は各國に於て大に變更し嘗て王室費若しくは皇室費に相混せしも、今は之を分離して財政官の管轄に歸せしめ後又之を別ちて純粹の耕作地に屬するものは大藏省の管轄に、山林及び鑛山に至りては之を農工務省の管轄に歸せしめたり。是れ近來に於ける變遷の大勢なり。

而して此の分離を馴致せるに與りて力ありしは彼の現今農學の父と稱せられたる著名なる獨逸の農學者テールなり。今を去る七八十年以前英國の如き農業既に著るしく進歩せしと雖も此時未だ農學なる者あらざりしなり。然るにテール出で、之に關する諸種の事柄を系統的に説明してより農業は始めて一科の學を成しぬ。

官有土地管理法に二種あり。

第一 直接管理法に往時廣く行はれたれども、經濟社會の變遷に従ひて今や漸く不便を感ずるに至れり。此の管理法に依りて不都合なき場合は唯だ租策 (Rent Sive) 若くは極めて高度の農業行はるゝ土地例へは煙草、葡萄等の如き特別の貿易植物を産する土地に於てのみ。その他の土地殊に集約 (Intensive) の農業行はるゝ土地に至りては政府が管理人を備ひ、労働者を使用して自ら農業を営むは一個人の農業に比して利益多しと謂ふ可らず。例へば千町一萬町の土地に於て蒸氣機械等を用ひ大仕掛にて耕作するに當りては一個人がするも政府がするも差して異なる所なしと雖も、北海道に於ける砂糖蔗の如く少しく注意を欠くときは其の

生産に大なる影響を及ぼす場合に於ては政府の管理は適せず。

第二 貸下法即ち小作法 土地貸下法に依るときは大約下の三個の利益あるが如し。第一は其の官有土地の收入一定するが故に豫算調製に煩雜を免る。第二は直接管理に必要な官吏及び機關の必要なく従つて財政費用を減ず。第三は經濟上の發達に隨ひ土地産物の價格騰貴するに因り政府は勞せずして收入増加の見込あり。

官有土地を貸下ぐるに土地及び之に附屬せる機械と共に貸下ぐるを名けて一般貸下法と曰ふ。之に反して土地と機械とを分離し或はその土地を更に分割して貸下ぐるを名けて特別貸下法と曰ふ。一般借下法は概して何れの場合にも適せりと雖も大なる土地は一と纏めにして貸下ぐるは弊害甚からず。何となれば借受けたる者更に之を分割して小作人に貸付くるか故に實際小作人は其の恩澤を蒙るを得ずして、中間に立つ者が利益を壟斷するの例少からざればなり。

また借地年限の點より貸下法を別ちて三種とす。即ち第一は一時貸下法、第二は世襲貸下法、第三は世襲貸下法の一種なれども其小作料を定むる點に於て前者と

大に其の趣を異にし借地人の拂ふ年々の小作料は其の額甚だ高からざるも年々の收穫の状態により收穫若し多きときは一定の割合に依り政府と借受人との間に其の利益を分割するもの是なり。一時貸下法は世襲貸下法に比して宜しからず。今一時の競争によりて最も高額の小作料を拂ひ得る者に貸下ぐるときは所有盜賊農業として小作人はその高額の小作料を償はんとすること、永く其の土地を耕作利用する望なきとよりして、土地を租末に取扱ひ農業上必要なる改良手入等を施すことなく、有らん限りの生産力を利用する故に土地を損害すること懸からず、爲めに農民自己に害あるのみならず一般農業の進歩を妨ぐることも少からず之に反して世襲貸下法によれば借受人は土地に對して幾分の権利を有し假令政府の意を以てするも自由に取上ぐるを得ずして只だ借受人の自由になし得ざるは賣買并ひに質入書入等のみ。土地は永く耕作利用し得るが故に時々刻々の必要に應じて適宜の處置を爲し相當の改良を加ふるを以て大に生産の増加を進歩するの効あり。而して第三の方法によれば小作人の利益を刺戟して土地に對する諸般の注意を放擲するの弊を防ぐの利あり。然かのみならず社會の進歩に従

ひ年々土地の収入増加する場合には政府も亦た利益を得るの方便備はれるが故に三者中最良の方法なるべし。

官有土地を政府が自ら管理すると之を貸下くるとを問はず、之を管理する行政機關は如何なる性質を帯ぶべきかは一の問題なり。例へば唯だ一個の會計役所として収入を出納するのみを司らしむべきか將た此の出納を司ると共に土地を監督し借受人の良否を判定して爲めに必要なる處分を執らしむ可きものなるか或は更に一步を進めて土地を貸下ぐるに當り國家經濟の爲めに所謂農民てふ階級の保護を計るべきかと云ふにあり。普魯西等に在りては官有土地の収入を取扱ふ役所は第二の法に依り、農業上の利益を保護するに必要な政策は之を關係なき、特別の官衙に委ぬるを常とす。

### 第三章 工業及び商業上の収入

遠き古は知らず現今に於ける國家の財政上工業に關する収入は甚だ微々たる有様なり。抑工業の性質たる國家的事業よりは、寧ろ一個人の事業に適せるが故に現今猶ほ之を存するものあるは特別の理由及び必要あるによるなり。例へば普

魯西に於ける陶器製造の如き、パツリヤに於ける麥酒製造の如き本邦に於ける製鐵所の如き皆其國內に於ける工業上の模範を示さんが爲めにして其他或は一個人に委ねるときは充分なる利益なきか又は資力足らざる場合、即ち軍器の製造又國有鐵道の存する國にては鐵道に必要な列車レール等の製造及び各種企業に必要な諸器類の製造修繕等は勢ひ國家自ら之を營まざるべからざるなり。例へば白耳義政府は三千人の職工を使用して列車レール等の製造に従事せるが如し、工業の収入に比して財政上更に重大なるは商業上の収入にして、主として銀行より入るものとす。蓋し一國の金融を調和し、物價の平均を得せしめ金融上の恐慌を防ぐは固より國家の當さに勉むべき義務なるべし。是を以て中央銀行は國立たるべきか將た私立たるべきかは、財政上の一大問題なり。露西亞の如きは露西亞帝國銀行ありて、その財産は悉く政府の所有に屬せり。獨逸に於ける獨逸帝國銀行は恰かも半官半民の形ありて、其財産の殆んど一割は政府の所有に屬せり。而して普魯西は曾て外國との商業を發達せしめんが爲めに、今より百年前千七百万圓程の資本を以て、海上商賣銀行なるものを設立して、政府之を有し政府の

國債を發行し且つ之を管理せり。而かも其収入は年々百万圓の多きに及べり。之を要するに國家が財政を設けて、巨億の資金を運轉するに當りては、必ず之に必要なる機關の存せざる可らざるは云ふを俟たず。之か出納及び融通を圖るには銀行の手に委するを便利とす。嘗つて我が國に於て經驗せるが如く、一切の收入支出を舉げて皆大藏省の會計局及び金庫局の管理に委するとせば其の煩に勝えざるのみならず、一國の金融上尠からざる不便あり。何となれば縱令一旦收入するも政府はそれと共に直に支出するの必要なく、一時徒らに之を金庫に藏して用ゐざるとあらん。此時に當りては一國の流動資本を睡らすると同じく、爲めに失ふ所の利子は少からず。故に中央銀行に關する問題は財政上國家の會計と暫くも離るべからざるなり。若しその組織宜しきを得ん乎、官に財政の整備を得るのみならず、國家の經濟を利すると大なり。然らば之を官立とすべきか私立にすべきか、固より學者士人の講究を要する問題にして其說一定せず。之を官立とすべき理由は

第一、抑、一國の金融上必要なる紙幣の發行に依りて生ずる利益甚だ多し。若し

官立とすればその利益は悉く國家の有となるべし。

第二、經濟社會一般の大勢に着目して金融の調和を謀るを得。

第三、土地抵當貸附を業とせる銀行は農業社會全體の利益を計るのみならず國家の基礎たるべき農民の階級を保護するものなるを以て貸人の利益よりは借人即ち農業者の利益を主とするか故に官立の方や適せり。

第四、官立を可とする最も勢力ある理由は國家の收入及び支出を管理するに當り之を私立銀行に委ぬるよりは國家の自ら設くる銀行に於て直接の管理をなすを便利なりといふに在り。

之に次ぎて官立を不可とする理由は

第一、若し政府に於て中央銀行を設立し金融事業に關係すれば、一個私人は殆んど獨立の事業を營むを得ずして政府の意向によりて左右せらるゝを免れず。

第二、一國の財政とその金融との關係密接に過ぐるを以て財政官は之を利用し財政を紊亂するの危険を生ずべし。其他戰爭等に際し他國が侵入せるとき國有財産なればとて其の爲めに掠奪せらるゝ憂あり。

此の如く官立中央銀行に關する説は可否殆んど相半ばして直ちに決定すること能はざるが如し。要するに一國財政上の發達並次に經濟社會の事情に因りて判断せざるべからず。現今各國の取れる策畧は重もに特權を與へたる私立銀行にして、間半官半民のもの有り。露西亞に至りては純粹官立にして亞米利加合衆國にては中央銀行無きか故に大藏省に於て之を司るなり。

之を要するに中央銀行は國立ならざるが通例なり。而して私立を採用すとせば是等の銀行は政府の與ふる特權並ひに之より生ずる利益に對して自ら報酬なかるべからず。而して其の報酬の方法たる種々あり。例へば私立中央銀行は國庫に代つて其の出納を司り或は國庫の爲めに國債の募集及び其の管理を司り或は政府に對して何分かの子配當をなす事ありて皆各國に於ける實例に照して明なり。或は其の國金融上の發達并びに政府財政の都合によりて其の危急を拯ふために、間銀行の資本を貸與して之れに對して全く利息を取立てざるも有り。或はかゝる場合に際しては僅かの利子を徵集するものも有り。其の期限に至りては一定せざるも有り。或は政府より賦與さるゝ特權の續く間連續するものも



有り。人若し英蘭銀行の成立しし所以を見れば以て其の一般を知るに足るべし。蓋し中央銀行が政府金融上の機關となり其の歳入不足を告げ或は不時の入用あるに際して信用を興ふるは財政の圓滑を得るに於て必要なり。例へば日清戦争の際俄かに巨額の支出を要したるが如き或は市場の景况國債を募集するに適せずして一時の借入金をなしたるが如き時勢上已むを得ざる所なり。以上述べたる所と少しく趣を異にするは白耳義の國立銀行バーデンナルデンブルヒビュルテンブルヒの紙幣發行銀行及び獨逸の帝國銀行等にして此等の銀行は其の純益の幾分を政府に納む。例へば終りの場合に於ける資本金千二百萬マルクは獨逸帝國の所有にして若し其の帝國銀行の利益四分五厘以上に上る事あらんか其の以上の利益の半ばは政府の収入となり若し株主の利益配當八分以上に上れば其の利益の四分の三は國庫の有にして僅かに四分の一が株主の配當となる。然れども獨逸帝國銀行の營業は常に縮小的なるが故に多分の利益は之れ無きなり。

## 第二編 公經濟的收入

### 第一章 總論

余は既に私經濟的收入を説き了りたれば是より進んで公經濟的收入を論ぜんとするに當り先づ其の必要を感ずるは公經濟的收入が果して如何なる意味を有するかといふこと是なり。蓋し公經濟的收入は元と二語より成れり。即ち公及び經濟にして公と云へば嘗つて言へる如く或は國家若くは地方共同體の財產或は特權に關係あるを意味し一個人若くは一階級人民の私有たらずして其の利益が多數人民に關係され居る者をいふ。而して經濟とは豫め一定の方針によりて有形上の利益の爲めに收入及び支出を計算し以て財物を取扱ふ行爲を云ふ。故に公經濟的と云へば必ずや公益の爲めに企てられたる收支上の行爲にして其事たる國家若くは地方共同體に關係を有するを以て公經濟的收入は公益の爲めに國家の政務を行ふに必要なる材料に外ならざるなり。

今前に論ずる經濟は通常謂ふ所の經濟とは少しく異にして其重なる點三有り。豫じめ即ち(一)收入と支出をば一定の計算によりて計ること(二)豫め收入と支出と

を眼前に置くこと(三)公益の爲めに得ること。是れなり。若し君主宰相等之を以て私利を營むの具に供せば最早公經濟的收入に非ず而して收入は豫め一定の方規によりて獲得せられ妄りに營利上の關係の左右する所とならず。

公經濟的及び私經濟的收入の異なる點四あり。第一。公經濟的收入の價格即ち收入の標準となるべきものはかの需要供給上に於ける競争によりて定まらずと雖も私經濟的收入は之に反して需要供給の原則によりて定まる。例へば私經濟的收入中の土地借下料或は政府の生産したる貨物等の價值は競争的價值に外ならず。然るに手数料或は租稅等は競争の範圍外に存し獨り政府若は地方共同體の意見を以て定むるなり。故に前者に於ては收入の標準は相互間に於ける合意に依りて成るも後者に於ては單に一方の意見のみによりて定まる。第二。公經濟的收入に伴ふ國家の行爲若くは事業は常に特占の性質を帶ぶるも私經濟的收入に伴ふ事業は全く競争的のものなり。第三。公經濟的收入は公益の爲めに國家の收入する所なるが私經濟的收入は之に反し國家が一の財産所有者として其の私利の爲めに得る所なり。第四。姑らく歴史上の發達より以上二種の收入を論ぜんか其由

來する所の經濟上の組織を異にせり。抑公經濟收入は嘗て歐洲の中世若くは我が日本に行はれたる族制及び封建の制度に起因し其由て來る甚だ遠し。然るに私經濟的收入に至ては近世發達せる自由競争的の經濟組織と相伴へり。

## 第二章 手数料

### 第一節 手数料の意義及び性質

公經濟的收入の重なる者は租稅并に手数料にして二者等しく國家の意見に依りて其人民に賦課し以て徵收するものなり。されども細かに其の性質を觀察するときは自ら相異なる所あるを見ん。獨逸經濟學者ラウ始めて租稅及び手数料の區別をなせしが近年に及びては唯に理論上のみならず實際上亦其必要を感せずんばあらず今左に手数料の定義を下さん。

手数料とは國家或は地方自治體の勞費に對する特別の報酬にして其の勞費を請求し或は之を煩はしたる者あるに際して國家及び地方自治體は其の多少に隨ひて自ら之が程度を定むるものを云ふ。

以上の定義に依りて之を見れば手数料の意義を定むるに必要な要素三あり即

ち左の如し。

- (一) 手数料は特別の報酬たること
- (二) 國家若しくは地方共同體の勞費を請求し或は之を煩はすこと
- (三) 報酬の額は其勞費の多少に従ひ國家若しくは地方共同體か其意志を以て任意にこれが程度を定むること

人或は大體の上より觀察して手数料も亦た租税と同しく公經濟的収入にして何れも國家の行政(廣義に謂へば)政治に必要な費用を辨するものなれば強いてこれが區別を立つるの必要なしと論するものあり。彼の經濟學者中獨逸のグッチェン大學の教授コウン氏の如きは殆んど之を同一視し縱令手数料と云ふ名目を存するも之を目すると恰も一種の租税と異なるとなし。然れどもこの見解はもと現今に於ける國家の性質殊に或る一種の國家行爲の性質を深く窮めざるに歸するものと謂はざるべからず。蓋し國家の行爲中にて常に盡く人民全體の幸福及び利益を目的とするものあり。又これに反して或る國家行爲は縱令國家の成立上必要なも其直接の影響は一箇人にも及ぼすものあり。換言すれば此種に

屬する國家の行爲は直に人民全體と云ふよりも寧ろ一箇人の利益を計るものなり。又或る種類の國家の行爲は公共の爲めに執行せられ或は國家の機關は又公共の爲め維持せられざる可らざるも之を要するもの甚だ稀なるとあり。故に國家は之を設け或は之を行ふも之れに關する全體の經費を負擔するは却つて實際上便利ならざるを以て之を要求する一箇人をして之が負擔を分たしむる必要あり。これ即ち手数料が租税と異なる所以にして又必要な所以なりとす。

以上述べたる如く手数料は一箇人が國家或は地方共同體に對して煩はす勞費の多少によりて定まるが其勞費なる言語の解釋によりて自ら異なるとなきを得ず。其最も普通なるは實際一箇人が國家或は地方共同體に對して要求し又は煩はしたる貨幣の高なり。此原則に従へば若し一箇人にして國家に對し一圓を要する手数料を要求すれば一圓の手数を納めしむるわけなり。故に其法は最も簡單にして従ふて來るべき困難とてこれあらず。然れども財政上の正理に基きて之を觀察するときには必ずしもかゝる單純なる標準にのみよるとを得ざる場合あり。例へば一箇人が國家或は地方共同體に對して煩はす手数料及び費用は同一なりと

するも一個人が之より得る利益換言すれば一個人が之に對して感ずる價格に至りては全く異なるとあり。之を以て財政上の正理に關する目的を達すると共に又國家財政上の便利を得る爲めに以上述べたる特別の場合を斟酌考慮する必要あり。例へば公正證書を作るに百圓の證書を作るも百萬圓の證書を作るも其手數に於ては同じと雖其利益即ち百圓に對すると百萬圓に對するとの一個人の感ずる利益(即ち價格)に至りては兩者自ら相異れり。

故に手數料は普通報酬の性質を帶ぶるも或る場合に於ては右の標準以外に一の標準を求むることあり之を稱して特別的の報酬の要素と云ふ。この標準に従へば手數料は國家若しくは地方共同體の費したる實費等に據らずして其事務或は手數の價格に據るなり之を以てかゝる場合に於ては自ら手數料の性質を失はんとする傾向なきを得ず。何となれば一たび此標準を採用すれば彼の定義中に述べたる勞費の多少に従ひて手數料の額を定むることを得ざるが故なり。若し此標準に従ふこと愈々多ければ愈々手數料の性質を失ふ所以にして遂には租税と區別することを得ざるに至る。これ或る學者等が手數料と租税とを區別する必

要なりと云ふ所以なり。而して或る學者は手數料にして實費以上に昇るときは其手數料たる最早手數料にあらずして租税なりと云ふ。併しながら余は必ずしも一概にしか論ずるを得ずと信ずるなり。如何とならば租税と雖も必ずしも常に唯だ國家の收入を得ると云ふ目的のみにあらずして他の目的の附着して居るが如きこと有ると同じく手數料に於ても又た他の目的他の性質を有せしむるも左程不都合にはあらざるべきを以てなり。この故に手數料の額にして實費以上に昇り或は一箇人が國家及び地方共同體より享る利益の價格以上に昇るとあるも直ちに之を租税と名づくるを要せざるなり。何となれば此場合に於て手數料の額を増加するはもとこれ人民の風習を匡正し又は非常に國家或は地方共同體の勞費を請求するを防がんが爲めなればなり。例へば國家が裁判所を設けて權利義務の争を判決するに當りて若し之が經費を徴收せすんば濫訴の風を助勢するの嫌あり或は交通の制度を立て、音信を通じ又は貨物を運送するに當りて若し適當の手數料を徴收せすんば無益に之を濫用するとあるは火を暗るより明なり。以上説ける所によりて手數料の私經濟的收入と異なることは明なり。而し

て其租税と異なる點に於ては租税の章を説くに當りて詳細に之れを論述すべし。唯た茲に諸君の注意を煩はすべき事は等しく收入を得る國家行政上の行爲といへども自ら區別あるの一事なり。一は一般行政上の行爲にして此種類に屬する國家の行爲は其因りて來たる所甚だ古し。一は國家の行政と離れざるも之を行ふ官衙は純粹なる行政上の官衙に非ずして或特別なる經濟的事務を行ふ者なり而して其發達たる近世にある者とす例へば交通に係りたる國家の行爲の如し。此兩者にて前者の收入は手数料なれども後者の收入は通常手数料と稱する者あれども其性質に至つては必ずしも同じからざるなり。こは後に悉しく論せん。

### 第二章 手数料の種類及び管理

手数料を大別して司法上の手数料と行政上の手数料との二とす。

#### 第一司法上の手数料

司法上の手数料は法律の解釋又は裁判等より生ずる勞費に對する報酬にして之を分ちて二とす。

#### (甲) 訴訟上の手数料

所謂訴訟上の手数料とは一個人の身軀殊に人權及び財産權を保護するを以て目的とする國家司法上の行爲に對して一個人の納むるものなり。其額に至りては訴訟事件の大小難易及び其種類裁判所の階級訴訟事件の範圍等によりて多少あり。

#### (乙) 隨意的司法手数料

蓋し訴訟上の手数料にありては苟も事件の生ずるや關係者の欲するを否とを問はず皆等しく之を納めざるべからず故に強行的の性質を帶ふ。之に反して隨意的手数料に至りては之を納むると否とは關係者の意に任じ事件の起るや關係者若し之を欲せざるときは殊更に官衙の手数を要求するを要せず。例へば財産の登記身分の保證の如きこれなり。隨意的司法手数料は其性質上國家の勞費を煩はすと少なし加之之を煩はす度に至ては事件の大小性質等によりて甚だしき差異なし。而して此の場合に於ける報酬は勞費にして著るしく高きを常とす。故にこの點より觀察すると彼の手数料の原則たる勞費と報酬と相平均すると云ふ主義と必しも相合せざるなり。これ此種の手数料は租税と區別するとの難くし

て登録税若しくは交通税と相近き所以なり。其他隨意的司法手数料と租税と類似する所以は國家が其額を定むるに當り彼の勞費を以て標準とせず之を納むる人の經濟力を斟酌するとこれなり。例へば登録税の一種たる身分の登記料を見るに(我邦にてはこれを租税として居る故に論はなきも)手数料と見做す國なきにあらず)脱漏の弊を防がん爲めに貧者の負擔を免除し或は輕減することあり。蓋し租税は之を賦課徴收するに當り負擔者の經濟力を斟酌すること必要にして手数料は其本分の性質上全く之に注意するを要せず、これ租税と區別する第二の切要なる點なりとす。

#### 第二、行政上の手数料

蓋し司法上手手数料なるものは關係者の利益を保護するを以て目的とするものなるか其他に又主として公利公安に關する直接の目的を有つとあり。行政上の手数料は之に反して此場合に生ずる國家の勞費は直接間接にも當該者の私利を保護するを以て其最要目的とす。是司法上の手数料と行政上の手数料と異なる所以なり。

行政上の手数料を別ちて一般行政上の手数料と特別行政上の手数料とす。

若し同一の事柄が凡ての行政上に生ずるに當り之に對して手数料を徴收すとせば其手数料たる總ての行政上に普通なるを以て稱して一般行政上の手数料と云ひ之に反して或る特種の行政上のみに附着せる手数料を特別行政上の手数料と云ふ。一般行政上の手数料の重なるものは試験料の如きものなり。此種類に屬する行政上の手数料は特別行政上の手数料に比すれば其必要甚だ少し。之に反して特別行政上の手数料は其種類範圍甚だ廣し。例へば外務省の或る事務に附帶せるもの即ち彼の旅行免許又は海外に行くとき其身分を保證する手数料など又は内務省の行政事務に附帶せるもの例へば衛生の手数料、労働者保險の手数料の如きもの其他製造上の監督數器械の數等皆之に屬す。

手数料徴收法を分ちて二とす。

#### (一) 印紙徴收法 (二) 直接徴收法即ちこれなり。

#### 第一、印紙徴收法

こは其費用最も少なくして簡便なる徴收方法なり。之を行ふに便利なる場合は

手数料の額及び之を計算する法單純にして一定の標準に従ひ誰も容易に之を計算し得る場合なりとす。而して此法を用ふれば之を納むる人各自に計算する義務ありて國家は唯だ印紙を拂ひ下ぐるの勞あるのみなるが故に従ひて財政上の整理容易にして會計上の煩雜を招くの恐れなし。されども人間は必ずしも常に誤りなきを保せず殊に公共に對する人民の道德心未だ進歩せざるが爲め詐欺を行ふの弊あるを以て之を防きて國庫に損害を被らざしめんとせば常に監督を要するのみならず之に附隨する罰則を要す。

#### 第二、直接徵收法

直接徵收法は常に主として特別行政上の手数料に採用せらるゝが手数料の性質上普通の性質を帯びずして個人的性質を帯ぶるものに至りては此徵收法を用ひざるべからず、故に手数料の計算は困難なるか或は手数料の性質が租税に近くして負擔者の經濟力を斟酌する場合など多きに於ては最も之を用ふるに利あり。蓋しこの徵收法によれば自ら誤脱を防ぎ手数料の率をして精確ならしむるのみならず、彼の印紙徵收法に缺くべからざる監督或は罰則の必要なし、加之徵收上官

吏は負擔者と密接の關係を有するか故に手数料が人民に及ぼす影響、則ち利害得失を考察する便利あり唯だ直接徵收法の缺點は之か爲めに必要なる機關及び官吏を要する故に國家の經費を増加するの弊あるは止むを得ざるなり

### 第四章 租稅總論

租稅なる學語の由來種々ありて各國多くは其の起因發達及び性質を同ふせず、故に其原意を推究すれば租稅なる語は或は國家が財政權を使用して人民の貢獻を命令賦課するの意義に原づく場合も有り、或は國家が租稅を徵收するに當りて其の財源たるべき稅源を計る標準に胚胎する場合も有り、或は人民即ち社會を成せる人員か其の社會を維持するに必要な材料方法を供すといふ事實に溯源する場合もあり。我が皇國にありては上世の頃租稅を徵收するといふ事は人民を支配すると同一の意義に解せられたるとありき。降ては租稅を形容し表はすに力即ち現今の語を以て言へば生産力なる語を以てせり。租稅の起因に種々有ること此の如し、而して此の如く租稅の起因に種々あるを見て人或は租稅は唯だ財政歴史上に於ける一時の現象に過ぎずして財政の絕對的要素に非すと云ふ者あるに

至れるも是れ社會の組織構造異なるが爲めにして、夫の國家經濟并びに人民經濟上の生活、或は一國に於ける自由又は權利に關する思想の進歩、其他財政の有様等は皆以上の差異を生ずるに與りて力有る者なり。例へば自由の思想發達せず財產權安全ならざる國に於ては通常農民即ち土地耕作者の負擔となるべき地租最も多く行はれたるも之に反して農民か自由獨立の特權を有せる國に於ては却つて財産税の制度發達せるが如し。又經濟社會の組織異なるに従つて租税制度に差異を生ずるは嘗て首めに説きたる國家等の收入に差異あるを見るも直に其一般を知り得べし。然り而して一國にて於ける財政の關係は租税制度の始めに溯れば其の原因に至大の影響を及ぼすは歐洲諸國の現象に照らしても明かなり。若し財政上の需要急劇にして尋常の手段を以て之を支ふると能はざるときは遂にはあらゆる財源を驅り盡し驟て人民經濟上の利害等に至りては殆んど之を等閑視すると伊太利の如くなるべし。

抑も以上説きたる三原因は各國の租税制度の由來發達に關して多少の影響を有せしは明なりと雖も就中至大の關係を有せしは第一の原因なり。夫の租税の原因に種々あるが如く亞細亞諸國と歐洲諸國と其の租税制度に霄壤の差有るは、蓋し之か爲めならん歟。

既に説きたる如く自由思想の發達せし國に在りては財産權も發達せるに反し自由思想の發達せざる國に在りては重きに農民の負擔となる地租盛に行はれたり。例へば現今印度政府の收入は大抵地租より成るを見ても明なり日本支那ヘルシヤ等の往昔は皆然ざるはなし。然るに歐洲諸國の有様を觀るに勿論地租は主要の部分に占めしも其他尙ほ種々の收入有りて就中海關稅等は直接稅に先ちて已に十二世紀の頃より漸く行はれたり。按するに東洋にては人民の政治上の權利及財産權は毫も認められず不動産の所有權の如きは果して孰れに屬せしやを辨する能はざるに反し歐洲諸國にては土地の所有權は確に自由農民に屬し帝王の權力を以てすと雖も容易に侵す能はず故に土地は農民の有にして其財産權は法律を以て保護せられたりしかば假令國家政府に急あるも妄りに地租を請求するを得ざりしなり。夫れ土地財産を以て神聖侵す可らずとせば其の結果地租を亂斂するを得ざるに至るや明かなり何となれば地租にして過重なる時は遂に土地財



産の幾分を侵すに至ればなり。斯く地租を漫りに徴收し得ざる代りに所謂財産税起りて自由の祖國と稱せられたりしスイツランド之に接近せるヴェルデンブルヒ。バーデンの一部等には古より行はれたり。之に反して獨逸の東方諸州にては財産税無くして地租有り是れスイツランドの農民は往古より自由民にして自由農民は租税を負担せずと云ふ政治上の思想普及したりしかば土地に租税を課せらるゝは即自由を傷けらるゝなりと云ふ觀念一般に行はれたるを以て後世租税の必用起るに際し已むを得ず財産にとりたるも之に反し東方諸州は元と征服せられたる邦國にして其人民は征服せられたる民なるを以て兩地方の差異を生せるなり。

要するに租税の起因の差異は第一治者被治者の權力問題に歸着し次に經濟上の發達財産上の事情等に歸するなり。更に進んで租税の定義を述べんに、租税とは公益の爲め財産權に依りて賦課徴收せらるゝ國家并びに公共團體の一般收入にして報酬の性質を帯びざるものを云ふ。以上の定義に就きそが要素を擧ぐれば

第一。租税は公益の爲めに徴收せらる。蓋し租税の目的は所謂公益の爲めにして若し一個私人或は一地方或は一階級に屬する人民の利益の爲めに徴收使用せらるゝに於ては其性質に於て欠くる所ありと云はざる可らず。往昔政治家が自己の欲望を満たさんが爲めに租税を取り立て又た君主が後宮の爲めに租税を賦課したると有りと雖も是皆な租税の本性に反れり。現今最も思ふべきは一地方又は特殊なる一階級の利益を謀らんが爲めに租税を取り立て或は之れを放擲する事なり。

第二。租税は財政權に依りて徴收せらる。財政權なる語は其の意味稍曖昧にして國法學者中之を論ぜざる者少からず。而して此の語を使用したるは中世以後王侯の財産管理に任じたる學者なり。此時に當りては彼等は唯だ王侯の收入を増加するを以て唯一の目的となし財産なる語を以て餘財を集積するの意に用ゐたる程なれば彼等の襲用せし財産權なる語を以て直に現今の財政上に適用するを得ず。近世之を使用せるは今より四五十年前普魯西の國法學者クリューベル(Kriiber)にして又た近年スタイン、ワグネル等も未だ其の意義を明かにし説かざれ

ども常に之を使用せり。 Hoffman 嘗つて言へる有り曰く、「何人が租税を拂はざる可らざるを定むるは獨り國家相當の權限に存す」と。蓋し是の謂ひなり。由是觀之租税を徵收する權利は國家固有の權利なるが如く然り、是れ國家の存亡は一に之に存するを以てなり。而かもそを使用する方法に至りては必しも同じからず。立君獨裁政治の國に在りては君主又は其の代表者が隨意に使用すれども立憲國に於ては常に立法的に使用する。

第三。租税は國家の賦課徵收する所なり。抑も現今租税の性質を觀察するに人民自ら之を承認する形跡有り。是を以て租税は治者被治者との合意に成ると言ふ者あれども、此の如きは租税の本質を誤解せる者なり。租税は人民の承認あると否とに關せず、國家が財政權に據り其の人民に賦課し而して徵收するものなり。

第四。租税は國家又は他の公共團體の一般收入なり。換言すれば國家一般の政費を辨する爲めの收入なり。蓋し國家及び他の公共團體には租税の外種々の收入有りて或は其の財産より入る者あり或は其の營業より入る者あり此れ等の收入にして若し此等の經費を辨じ盡して尙ほ餘り有るに於ては所謂國家一般の經

費に充てらるれどもそれは固より僅少なるが故に國家は此等の收入のみを以て足れりとせず一般政治の經費を辨すべき他の收入無かる可からず、租税即ち是れなり。之を徵收するに當りて未だ始めより支途定まらずして一般政治上の經費を辨するを以て目的とす。

第四。租税は報酬の性質を帯びず。租税の起因たる元と治者と被治者との合意に基かざるが故に人民が國家等より受くる報酬に非ざるや知るべし。曾て財政上の正理は私經濟社會に於ける正理とは異なれりと云ひしは此の謂ひなり。

## 第五章 租税の素因

租税の定義に依れば租税は公益の爲めなり而して公益とは既に言へるが如く重要緊急の性質を備へて之に關係を有する人民の數が多數なるのみならず尙ほ且其の人數一定せず唯國家又は社會に對して重要な關係を有し而して其利益たる特別の利益ならざるものなり。故に嘗つて經濟學者の唱へし放任主義の結果たる利己心に胚胎する私利私益とは正反對の意味を有するや明かなり。

人若し利己心又は放任主義に由りて財政上の現象を説明せんと欲すれば人民及

ひ國家との關係を目して恰かも私經濟社會に於ける個人間の關係と同一視せざるべからず。換言すれば國家及び之を構成せる人民の關係は恰かも交通の場合に於けるが如く利益の交換又は價格の交換に因て成立てるなり。故に國家より人民に對して甲なる價格若くは利益を與ふれば人民も又之に對して同一の有用を有する乙なる價格を納むべし、是れ皆て租税に關する保險說又は強行交換說一の物價說及び享受租の行はれたる所以なり。

是等の租税原理は皆利益若くは價格の交換を以て基として、租税は人民が國家等より享くる利益に對して納むる報酬なりとなせども決して然らず。租税は必ずや公益の爲めに徴收せられ、而して公益の由來は國家の生存並に發達といふ事實に存す、而して國家は固より契約等によりて存在せず。之に反して國家の存在は先づ絶對的に其必要を認められ、次に之を認めたる國民は其生存維持に必要なる方法を講じ、又材料を與ふるの義務を負ふ。

之を要するに租税は人民がその國家をして生存維持、發達せしめんが爲めに負ふ所の經濟上の犠牲なるを以て通常經濟社會に於ける交換に關する原理を以て之を説明するを得ず。然れども一步を退ひて考ふれば必ずしも租税を以て經濟上の一現象と爲すを得すと云ふにあらず、人民が國家に租税を納むるに當りては亦た經濟社會に於て屢々起る所の價格の移轉あり。然れども兩者自ら其趣を異にせり、即ち一方に於ては相互の間に格價の移轉あるも租税の場合にありては唯人民より國家に價格を移轉するのみ。即ちその移轉は一方にのみ限らる。故に之れに對しては人民は經濟上の報酬を望むを得ざること言ふを俟たず。然らば即ち租税に對して人民は如何なる者を受取るかと云ふに詮むつむれば租税が經濟社會に及ぼす効能に關連して説かざるべからず。チーストリアの學者ローレンス、ホンスタイン之を稱して租税の復生産的作用と稱せり。所謂復生産的作用とは將來に於ける生産に必用なる條件を造り出すを云ふなり。蓋し租税の經濟社會に及ぼす影響に至りては其直に生産を助成する者甚だ少なく之に反して將來に於ける人民の生産の爲め必要なる條件を作り出し、又之を備ふるの効用に至りては實に莫大なり。故に國家が租税を使用するに當りては勤めて此點に注意せざるべからず。曾て租税は公益の爲めに徴收せらるると謂ひし經濟上の理由爰に

存せん乎。

八〇

## 第六章 租税に關する術話

租税に關する原理の進歩して次第に繁雜なるに及び之に關する術語も亦た自ら増加せざるを得ざるは自然の勢なり。凡そ學語の効用は僅少の言葉を以て多くの味意を顯し且つ精美なる理論を説明して明截なるにあり。今其尤も主要なるものを擧れば大略左の如し。

第一。税源并に租税の物件、税源とは財物又は價格の集合體にして人若し租税を納めんとすれば之に充つ可きもの、依て生ずる財源なりとす。租税の物件とは之に反して租税を賦課するに當て之が賦課の標準となる可きものを云ふ例へば家屋税の場合に於ける租税の物體は家屋なり、地租の場合に在ては一定の廣さを有する土地たるが如し。然るに此等の場合に於て其税源は必しも家屋又は土地に非ずして或は之より生ずる收入然らざれば其の所有者の有せる財産なる事あり。租税の物體は國家と人民との中間に在りて租税を納むべき義務を生せしむるに存するを以て或は之を解して租税を拂ふ可き事實又は條件と見做すこと

なきにしも非ず。

第二。租税の主體とは法律の規定に従て租税を拂ふ人を云ふ此場合に於ては法人其他租税法の認めて以て租税を納めざる可らすとなすものは悉く之に屬す。租税に於て租税の主體と物體とは異なるを常とせるが間々同一なる場合なきにしも非ず例へば人頭税の如き是なり。

第三。租税の納者及び負擔者 租税の納者とは法律の定むる所に從ひて之を納めざる可らざる義務を有せる者なり故に租税の主體と異なることなし。之に反して租税の負擔者と云ふは唯之を納むるに止らすして實際其財産又は所得の一部を割て以て之を支拂ふものを云ふ或は又之を納めずして一時租税納者の納めたるものを負擔することあり。此の二學語は直接税間接税の區分を論し或は租税の公平を期すに當り其の負擔の何れに歸着するやを窮むるに當て欠く可らざるなり。而して或る種類の租税に在りては納者及び負擔者同一とす例へば地稅所得税の如き是なり。之に反して或る種類の租税に在りては納者及び負擔者其人を異にす例へば酒税に於て其造石税を納むるは酒造家にして實際之を負擔す

る人は酒造家に非ずして購賣者又は消費者たるが如し。

第四。租税の單位及び稅歩 租税の單位とは數或は重量に於て定められ而して納税額を計算するに當り其發端となるものなり。例へば本邦の所得税法によれば其最も下級の所得たる三百圓は即ち所得税の單位なり。大凡所得税を負擔する者ありて其幾何を負擔すべきかは三百圓を基礎として計量さるゝなり。之に反して租歩とは租税の單位より租税として徴せらるゝ額又は割合を云ふ。今前と等しく所得税に依つて之を説明せんに租税尺は三百圓の負擔すべき租税たる其百分の一たるべきなり

此場合に於ける稅歩は所謂割合なるが他種類の租税例へば人頭税等にありては割合には非ずして單に税額を指すことあり。

第五。租税臺帳及び稅率 茲に謂ふ所の臺帳とは本邦の地租條例より假り來りたる言葉なりと雖も余の之を用ふるは唯地租のみに限らず夫の物税と稱せらるゝ租税に就きて租税の物體、主體、稅尺等を記載せられたる臺帳を指す也。凡そ臺帳制度と稱するものは消費税又は間接税等の場合に用ゐられずして租税の物體

たるべきものが確定せられたる場合に用ゐらる。

稅率とは同種の租税に屬する多くの租税物體に就き其單位並に稅歩を記載せる官衙の記録なり。例へば酒造税の例に依るに當該官衙は造石に關する租税の單位稅歩又は租税の主體を録載せる帳簿を具へざるを得ざるべし。何が故に是等の記録を臺帳と區別するやと云ふに臺帳の場合に於ては租税の物體は豫め確定せらるゝも屢々收稅官の檢定等を以てして其物體を定むるにあらざ稅率の場合に於ては租税の單位並に稅歩主となる故に之を記録と稱するよりは寧ろ表と稱するに如かず。人若し明かなる例を知らんと欲せば關稅法に關する國定稅率を見れば其一斑を窺うに足らん歟。

## 第七章 租税の區分及び租税制度

從來租税を論ずるもの種々の區分法を採用せるが其最も古くして且つ普通なるは直接税及び間接税の區分なりとす。或は租税の物體を標準として之が區分をなさんとするものあり或は租税の賦課法を主とするものあり。亦頃日直接税及び間接税の區分明瞭ならざるを以て全く之を廢せんとするものあるに至る。

然れども直接及び間接なる税目はその由て来る所甚だ遠く従て多人の配慮に没入せるのみならず、各國現行の租税法も亦た之を採用するもの多きを以て實際上大なる關係を有せり。是れ即ち租税を論するに當て直接及び間接なる税目を廢する能はざる所以なり復た翻て理論上より直接間接の由て分るゝ所以を考ふるは唯に租税行政上其の賦課徴收支拂及び之に關する租税官衙の組織或は税率の定め方等の故らに異なるのみならず租税の性質も自ら異なる點なきにしもあらず。余は今暫く之を以て第一の租税區分法と名く。直接税の實體より論すれば其臺帳税と稱せらるゝものと大差なくんばあらず。抑臺帳税とは財産所得収益等の如く常に變動し易からざるのみならず、或る場合に於ては殆んど確定せるものを標準として賦課徴收せらるゝ租税を云ふ。此の如く賦課徴收の標準となるべきもの連續存在して規則立ちたる性質を帶ふるを以て租税の額並に租税の徵收期は豫め確定せらるゝ而して此等の要素又は條件は臺帳に記載せらるゝを常とす。概言すれば直接税は臺帳に従て賦課徴收せらるゝ租税と云ふも大なる不可なけん。例へば地租家屋税の如し、此等の租税は租税として賦課するに當て

其標準となるべき租税の物體即ち土地家屋等は比較的長へに存在して非常の出來事例へば天變地異の有るに非ずんば容易に變更せず。又所得収益等を標準として賦課する所得税、収益税は其税源たるべきものゝ不規則の性質なくして規則正しき收入を與ふるを以て其の租税たる又連續すべきものを標準となすと云ふも不可なきなり。而て此等の租税は皆臺帳に於て其物體及び主體を記載登錄せらる。臺帳税の反對は即ち從率税にして通常間接税と稱するものと其實に於て大差なきが如し。例へば經濟上の社會に於ける一時の事件又は現象例へば生産輸入、賣買、相續、讓與、債券の發行と云へるが如き經濟上の事件起るに當て之をば標準として賦課徴收するの租税は從率税にして間接税の實體は又之に外ならず。是を以てその税額及び税租の徵收期限は豫め想像し得るに止まり確かに知ることを能はざるなり。故に此際に於て租税官の租税行政上爲し得べきこと又なざるべからざることば税歩又は租税の單位即ち税率を定め置き以て以上述べたる事件の起るに際して之を應用するに在り。是れ從率税の名の由て生ずる所以なり。

間接税中最も必要なる海關税は輸入又は輸出と云へる經濟的事件起るに際して初めて賦課せらるゝものにして内國消費税の如きも消費又は生産なる現象現はるゝに當て初めて賦課徴收せらる。間々收税上の便宜よりして變態なきに非ずと雖も未だ從率税の意義を損ふに足らず。

此より進んで更に詳かに直接税間接税の意味を證明せん。蓋し間接税及び直接税の税目は其の由來甚だ遠きが故に之を用ゐたる學者等その時代を異にし其の學派を異にするに從て之か解釋を同うせず。願ふに諸學派中最も古く直接税なる語を採用して且つ理論上學理上より之が解釋を試みたるは重農學派又は自然學派なり。既に述べたる如く此の學派は單一税を以て其のシステムの大原則とせるが故に凡そ直接税と稱すべきものは只地税に限られたるが如く見做せるは自然の勢なり。是れ理論上學理上より解釋する者の中に就き最も古き直接税の解釋なるものなり。之に對して間接税を解釋するに當り最も特殊の位置を占むるはカメラリスト派に屬する獨逸の經濟學者なり。初め此等の學者は凡そ間接税たるべきものは亦消費税に屬するを見て其の異なる所以に注目せずして間接税

及び消費税を以て全然同じきものとせり。蓋し歐洲の中世に於いて經濟社會未だ進歩せず租税の種類も從つて多からず、凡て間接と稱し得べきものは殆んど消費税に止まる世に當りてかゝる見解を有せしは固より怪むに足らず。其の結果は後世に及びて消費税中直接税に屬すべき二三の租税の猶ほ間接税に含まれる程なり。例へば住居税從僕税等の如きは嘗て獨逸に於て間接税と見做されたるのみならずヴェルテンブルヒ王國に於ては今猶ほ大税を以て間接税と爲せり而して直接税は之に反して財産税所得稅收益稅等を以て之に屬すと見做せり。唯に學者の唱道するのみならず各國の租税法上實際に行はるゝ直接税間接税の意義にして以上述べたる處と全く其の趣きを異にせるあり。此義に從へば租稅負擔の點に重きを措き以て間接税及直接税の區別をなすにあり。蓋し租稅を納むるものと租稅の負擔に任するものとが同一の人に屬するときは其租稅たるや直接税なり。之に反して租稅を拂ふものと租稅の負擔に任するものとがその人を異にして先づ租稅を納むる者は法律の定むる所命する所に從つて權宜上一時之を納むるに過ぎずして後日他人をして實際に之を負擔せしむるもの即ち間

接税なるべし。例へば消費品に課する租税の如きは之が製造者又は販賣者先づ之を納むと雖も其の租税の額は其等物品の價の中に加算せられて消費者又は購買者が之を購買消費するに當り其囊中より負擔するが如し故に間接税は租税の負擔者と國家との中間に立つて之を納むる仲人あり之に反して直接税は負擔者たるべきもの自ら之を納むるなり例へば所得税地租等の如し。以上の意義はその費用せらるゝこと甚だ遠きのみならず又廣く行はれたりと雖も近來租税に關する現象甚だ繁雜に赴くに從つて之が理論も愈々細密となるが故に實際上のみならず學理上に於ても屢不都合を感ずるに至れり。今その欠點を擧ぐれば

一。所謂間接税といふものゝ中に於ても租税の性質上租税負擔の移轉を生ぜざるものあり之に反して縱令直接税に屬する租税と雖も間々租税負擔の移轉するを見るときなきにあらず。然り而して以上の解釋を採用するものゝ言によれば政府が間接税を施行するに當りては必ずや先づ租税負擔の移轉を目的とすといふに在り。然れども是れ唯だ紙上の空論に過ぎずして縱令法律上之を冀ふと雖も

經濟社會の實情に依れば却つて反對の結果を生ずることなしとせず。

二。租税負擔の移轉に關する事實は租税に關する特殊の性質にはあらずして唯だ時々の現象たるに過ぎず。されば之を以て租税の區別をなし或は租税の意義を定めんとするは甚だ當を得たるものと云ふ可らず。其の結果常に區別を以てなし難からしむるのみならず遂には其の意義をして曖昧ならしむるに終らん耳。顧ふに直接税及び間接税に付着する租税の性質として最も重要なるは其の負擔の移轉が果して有之るや否やの點にあるに非ずして之を納め之を負擔するに當りて其の容易なると否らざるの一點に在り。例へば所謂間接税の場合に於ては之を納むるものは資本家なるを以て政府が之を徵收するに容易なるのみならず納むるものも甚しき困難を感ぜず。その之を負擔するは其の消費物使用物を購買するに當りて人民消費の程度を標準として知らず知らずの間に於てするを以て直接税の如く一定の租税期に從つて其の自己に便なると不便なるとを問はず一時に納むるを要せず。取りも直さず負擔者の便利に從ひ且は其の收入に應じて少しづつ屢負擔することを得。所謂人民經濟上の便宜に從ひ一時に多く



負擔せしめす少しづゝ屢負擔せしむることこそ間接税の最大長所なれ。論じて茲に至る租税負擔の移轉する事實は彼に比しても其要を失ふと云ふも不可なるなけむ。

此の如く單に租税の負擔に着眼して下したる直接税并に間接税の意義は必ずしも常に完全なりと云ふを得ず。然れども亦た取るべきの點少がらす。即ち

- 一。以上の意義はその名目即ち直接税及び間接税の名目と相合へり。實に直接税及び間接税の起りたる所以は其の負擔の直接及び間接に因由せしが故に之に依つて其の意義を定むるは名實相伴ふと謂ふを得べけん。
- 二。單に負擔の點に付きて直接税及び間接税の意義を定め亦之を區別せんとすればまゝ學理上の不都合を生ずるのみならず實際に於て不便なきにあらず。然りと雖もかの臺帳税及び從率税と稱するも之を事實に照して實際上より觀察せば假令多少の差なきにあらずと雖も所謂直接税及び間接税と大差なかるべし。故にしばらく直租税及び間接税の名目を用ひ且つ其の固有の意義を採るもさまざま不都合なからん。

三。かの直接税は之を負擔する人によりて納められ間接税は之に反して國家并に租税負擔者の中間に立つ納税者によりて納めらるゝは事實なり。又た行政上國家は租税負擔者の中間に租税の納者あると否らざるとが互に租税の輕重を惹き起し或は之れを負擔せしめ得るや否やとの感覺に就き大なる差異を生ずるが故に中間の人あれば租税の負擔は輕きを爲せしむ之に反して其中間者なければ縱令其の額同じきも其負擔を重からしむる感なきにあらず。

是によりて觀れば所謂直接に負擔し又間接に負擔するといふ事實は各種租税の性質を判別し且つその意味を極むるに與りて力なしとせざるを以て之に依りて直接税及び間接税の意義を定むるも取て大なる不都合なしといふべきなり。世には理論上害ある租税も實際上如何にしても行はざるべからざるもの有り。されば古より用る來りたる直接税及び間接税は單に理論上より觀れば不都合なる點無きにあらずと雖も實際上より言へば之を用るるの己むを得ざるものあらんも知るべからず。

之より第二の區分法に移らんと欲す。租税の種類は甚だ多く従つて其の區分法

種々ありて學者の説殆んど一定する所なし若し完全なる租税の區分法を設けんとすれば勢ひ租税制度に論及せざるべからず。然れども租税度を論ぜんには先づ豫め租税の種類を知らざるべからず。

而して租税の種類たる或は其の主體を標準として定められ或は物體を標準として定めらるゝが故に其の完全なるは後者に在りて存す。今之に由りて租税を類別すれば左の如し

(一) 營業的収入税 とは技術上、經濟上、法律上の原因によりて財産又は所得を生ずるに當り之を標準として賦課せらるゝを謂ふ例へば收益税、所得税の如きは其の重なるものなり。故に從來世人の費用したる直接税を狹義に解すれば殆んど之と其の範圍を同うせり。

(二) 交通税 とは經濟社會にありて財産の移動又は價格の移轉するに當り其異動又は移轉有ると共に直に之を標準として賦課せらるゝ租税を云ふ。此場合に於ては必ずしも所得又は收益有るを要せず。但個人財産又は營業税の収入をば全體に課税するに非ずして其移轉せるものゝみに就き個々別々に課税する者なり。

り。例へば證券印紙を利用して徴收せらるゝ租税即ち登録税の如き或は相續税の如き或は投機株式の賣買等に賦課する租税の如き是なり。

(三) 財産又は所有税 財産税の他に異なる點は所謂形體を傳へたる財産を目的として其の收益又は所得の有無に拘はらずして只一個人が之を所持せると云ふ條件又は事實に依りて賦課するに在り。例へば彼の收益税の如きは其の根本に溯れば固より財産あるを要すれども然し租税を賦課するは唯だ財産あるのみにては足らざるより生ずる收益あるを要するが如し。

我が邦の地租條例に依るに地租は地價を標準として賦課せらるゝが地價の由つて生ずるは土地の收益あるが故なり。土地の收益にして無くんば地價なく従つて地租なし。然るに財産税の場合に於ては縱令収入又は收益無きも尙ほ且つ之が賦課を負はしむるなり。蓋し財産税の起源は地租の行はれざる國にあり例へば南部獨逸諸邦の如し。曾て是等の諸邦にありては凡そ人民の所有せる總べての財産は悉く租税の物體と見做され之が所有者は租税を負担せざるを得ざりしなり。之をば一般財産税と稱へき。此の如き租税は經濟社會進歩せしめて財産

の類少かりし當時に在りては之を行ふて毫も困難を感せざりしなるべしと雖も其の後富の増加するに従ひ人民所有の財産を調査する極めて困難にして其苦情甚だ多きが故に間々米國に於て之を行へるの外現今歐洲諸國に於ては今や之に代ふるに一部の財産税を以てしたり。即ち只特に或る種類の財産のみに課するものにして例せば馬車乗馬或は金銀製の器具等の如き是なり。此等は財産税と云へども其の性質より云へば夫の奢侈税と殆んで異なる所なかるべし。

(四) 使用税又は消費税 此種の租税はかの所謂間接税と大差なきなり。然かも亦必ずしも常に一致するものにあらずして吾人の生活するに當り爲めに必要な貨物を消費或は使用するに當り其の使用又は消費を目的或は標準として賦課徴收せらるゝものなり。而して使用税とは一たび使用するも其形を變せず永く且つ屢使用に堪ゆる物品に課する租税なり。消費税とは之に反して一たび使用すれば消費せらるゝ物品に課する租税にして之を分ちて二種とす。曰く内國消費税曰く關稅是なり。此の二種の租税は其の性質に於ては固より異ならざれども租税行政上より觀れば大に其の趣きを異にせり。即ち其徴收賦課の組織を異

にせるのみならず租税の主體に至りても一は主として内國人に限られ一は外國人に涉るが故に單に一國の財政權のみに依りて規定し得ざるなり。

## 第八章 租税に關する原則

凡そ法則と云へば萬古不易にして場所と時とを問はず何れの場合に於ても應用于し得べきものなり。原則と云へば之に反して必しも此の如き一定不變の性質を帯ぶるを要せず。故に租税の性質にして變更し或は一國內に行はるゝ風俗習慣或は法律制度の精神にして變更せんか其之に關する原則も亦た自ら變更せざるを得ざるべし。然れども縱令變更するにもせよ或る場合或る時代に於て唯だ理論上のみならず立法上又た實際上之が指南車となりて其の大體の方針を指し示すものなければ萬事皆錯雜して統一する所なからんのみ。租税の原則要は以上の性質を備へ且つ効用を有するものなり。換言すれば租税の原則は絶対的の眞理には非ずして歴史的事實なり。例へば立君獨裁國に行はれたる租税は立憲國に行はれ居る租税とは異なるを以て其の性質精神等も自から同じからざるが如し。然り而して法律の如きも今は四民同等なる原則を認むれども往昔に

在りては兩刀帶用のもの社會の上位にありて特權を享有し頼て以て租税の負擔を免かれたり。故に原則は必らずしも一定不變のものにあらず進歩に従かひ人民の職業變化するに従かひ所得の仕組異なるに従かひ租税の原則も亦た同一なるを得ざるや明らかなり。吾人の茲に説く所は現今に適する原則に外ならず歴史より言へば貨幣經濟時代政治上より言へば立憲國に適用すべきものなり。

租税に關する原則を別ちて三種とす即ち

第一、財政政略に關する原則。

第二、正義に關する原則。

第三、租税行政に關する原則。

### 第一節 財政政略に關する原則

抑も租税は公益の爲めに徴收せられて國家の維持生存發達に必要な資料を供給する方便なるを以て其の範圍は自ら公益の指示する所に従つて伸縮せざるべからず更らに財政の語を以てこれを言はんには國家にしてその義務を遂ぐるに當

り多くの資料を要せんには縱令如何なる方法を以てするもこれに必要な財物を供給せざるべからざるは自然の勢なり。是れ即ち財政上の原則に先ちて其の首位を占むる所以なり。抑財政上の原則に二種あり今これを論ずること左の如し。

(一) 租税は國家財政上の必要を充たす爲め充分なる收入を與ふるものたるべからず。

此の原則たる實に租税其の物の性質より胚胎して殆んど之を説くの必要無きに似たり。而して特に之を説く所以の者は何ぞや曰く租税に關する原則は種々有りて唯に財政上の原則のみに止らざるが故に却つて他の原則の爲めに其の本領を失ふの患有ればなり。人々をして縱令或る種類の租税にして他の原則に適合するも若し此の原則に矛盾すると有らんには未だ始めより之を採用せざるに如かさるを知らしめんと欲すればなり。抑此原則に従へば國家が租税制度を設けて種々の租税を徴收せんとするに當りては先づ多くの收入の生ずる望ある税源を選擇すること勿論なり。然りと雖も單に此のみに依頼して國家の財政を支ふ

ること難く従つて此の原則を充たすを得ざるが爲めに勢ひ多種類の租税を併せ行ふを要す。但し此時に當り一段の注意を要するは租税の收入常に經常費を補ふのみならず更らに臨時經費を補ふを要するやとの問題なるが顧ふに租税の目的たる他の收入の足らざる所を補ひ以て通常國家の經費を支辨するに在るを以て經常費の外更らに臨時經費を支辨するの餘裕を爲すを要せず。

(二) 租税の收入は、經政上の緩急に應じて伸縮自在ならざる可らず、

現今各國の財政上租税外の收入は著るしく減少したるにも拘らず尙ほ且つ之を存するの邦國甚だ寡からむ。而して租税の收入は此等の收入を以てして財政上尙足らざる所を補ふに在ることは前述せる所なるか此等の收入は收入社會の變動例へは經濟市場の關係等に從つて増減常ならざるを以て租税も自ら増減自由ならざるべからざるの理なり。且つ夫れ各國財政上の大勢を通觀するに年々其の歳出の増加せざるものも殆んど稀なり。されば租税も又歳出の増加に從つて増加せざる可らざるは言はずして明けし。之を要するに或は歳出超過し或は歳入増加して其の相合はざるは現今に於ける財政上の特象にして其所以は一方に

於ては國家が將來經濟社會の有様を推測して以て豫算を組立つると共に又一方に於ては人事の不定にして政治上社會上の變動豫め人智を以て測知すべからざるもの有るか故なり。租税は社會に於ける此弱點に適合して常に財政上過不及無からしむるを要するの理識者を俟て後知らざるなり。而して各租税が此の二原則を備ふるの度自ら輕重多少の差有るを以て今重なる二三種に就て述ふる所有らんとす。

第一収益税の收入は他の租税に比して稍確定不變の性質を有せり。地租のときは社會の人口増加し且つ收入社會の進歩するに従ひ其の收入増加すと云ふもの有れども其の増加たる比較的甚だ寡きなり。故に財政の緩急に應じて其の收入を増減すること能はざるは勿論なりさればとて充分なる收入を生ずとは云ふべからず。我が邦に於ては近年に至るまで地租の收入は殆んど全歳入の二分の一弱を占められたれども今年の豫算等に依りて見るに僅かに七分の一を占むるに足らず。顧ふに世界の文明諸國中地租の負擔重きは我が邦にして尙ほ且つ此の如し。况んや歐洲諸國に於ては収益税の收入は全收入中の最小部分を占むる

に過ぎざるけ言を俟たす。

第二所得税 あらゆる租税中其最も完全なるは所得税なりと。之れを以て學者實際家にして或は之を以て主なる収入の財源となさんとするものなきにあらず。然れども人民中所得税を負担すべく又た之を負担するに堪ゆる所得を有せるものは割合に少なし。故に其の性質は誠に良好なりと雖も之が収入に至りては必ずしも多からず。抑所得を施行する事最も古く且つ世界中最も富有なりと稱せらるゝ英國に於てすらその収入は全歳入の十分の一に當らざる程なり。又今より五年前普魯西政府が其の所得税法を改革して多くの収入を得んと企てたれども實際の収入は其の豫期する所に反して減少せるを見たり。二國にして尙ほ此の如し况んや富の度未だ發達せざる他の國に於ては到底行はれ難きの説なりと謂はざる可らず。然れども財政の緩急に應じて屈伸自在なるは他種の租税の敢て及ぶ所にあらず。彼の収益税の如きは税源並びに租税の物體が全く別物にして前者は常に欠乏し居るの傾き有るを以て常に財政の緩急に應じて増加すること能はざるのみならず若し之を増加するに於ては租税の物體の價格に及ばず其

の弊害少なからざるに反して所得税は財源並びに租税の物體が同一なるを以て其患甚だ少なし。今之を地租に例せんに茲に一萬圓の地價を有する土地有りとなせよ。今や其の租税を出すの源は其の一萬圓なるには非ずして土地より得る一年の収入なるべし然るに此の収入たるや其の額極めて僅少なるが故に假令税率を高むれば大に困難を感せざるのみならず租税多きを加ふれば地價従つて低落し爲めに人民の収入を減すのみならず財産の一部分を取り立つるに至る等種々不都合なる事實の現出を見るは明なり。所得税は然らず今一萬圓の収入有らば租税は直に其の一萬圓の中より出すことなるが故に一萬圓の百分の一即ち百圓を増して百分の二即ち二百圓と爲すも差して荷税者の困難を來たさざるべし。殊に英國の如きは所得税を利用して他の費用の足らざるを補ふの主義を採る。例へば軍艦増造の如き徴兵増加の如き多少経費の増加あるに際し他の租税には自ら一定の限界有り容易に増減すべからざるが故に所得税を以て之を補ふなり。而して政府の財政豊なる時は所得税額を減するなり。彼の小ピットクラッドストーンの如きは常に之を利用したり。英國に於て戦争等により所得

税の最も重き場合は百分の六六にして最も輕き場合は百分の〇八六にして始終其間を上下せり。補足税として他の租稅收入の缺を補ふために年々所得稅率を増減せり。

第三 交通稅の收入は常に時勢の變動に連て變動し易く殊に戰爭其他財政上最も必要を感ずる場合には其の收入の減少する事著しとす。例へば普佛戰爭の時、當り佛國登録稅の收入の減少は消費稅の收入の減少に比して更に甚しかりしと。是故に交通稅の收入は假令平時に於て經濟社會の進歩するに伴ひて多少増加する傾き有りともそを以て財政上の基礎と見做すか如きは勿論不可なり。第四消費稅は人口増加し富の増殖するに従ひて其の收入は自ら増加する傾き有り。故に此の點より觀察すれば夫の國家の經費は次第に増加すと云へる財政上の原則に對して完全なる一種の收入たるは言を俟たず。然れども消費稅の收入は經濟社會の變動に従ひて増減常ならざるが故に事業勃興して世復た不景氣を歎せざるのときに當りては收入多かるべきも之れに反して不景氣の歎聲を聞くときは自ら減少せざるを得ず。故に或る場合に於ては財政上の需要を充たす

べしと雖も或る場合殊に其の必要を感ずる戰亂等の場合に際しては満足なる結果を生じ難し加之財政上の必要に連れて其の收入に屈伸力を有せざるは交通稅と等しく此租稅の短所なり。何となれば今茲に財政上の必要に迫られて收入を増加せん爲め之が稅率を高むる者あるも其の收入は必ずしも稅率増加の割合に伴はさればなり。是れ租稅の負擔重きに過ぎて貨物の生産費を増加せしめ其の價値を騰貴せしめて貨物の需要を減じ従つて之が消費を減少せしむるの効力有るに因る。此點に關しては所得稅は他稅に比して遙かに長所を有せり。是れ多少稅率を増加するも租稅負擔者の數を減ずるの患なく且つ其の負擔を感せしむるの度必ずしも重からざればなり。

## 第二節 正義に關する原則

凡そ人類は生れながらにして自から正義に關する觀念を有せり。是れ皆に一個人の上に就て言ふのみならず其の共同團體なる國家又は社會の上に就ても言ふを得べし。されば國家が租稅を徵收するに當りても自から之れに遵據して其の負擔者の感情を傷はざらんことを務むるは自然の數にして如何なる專制政治の

行はれたる國に於ても此の思想無き場合は殆んど稀れなり。然れども之れを實行する手段方法に至りては常に同じからず是れ國民の風習、氣質、法律及び政治の影響を受けることある所以にして併て封建制度の行はるゝに當りては租税を負擔すべきものと見做されたるは唯だ平民のみにして社會の上流に位し且つ富有たりし貴族僧侶は恰かも當然に租税の負擔を免る可きものと見做されたり。現今の平民主義よりして之を觀れば固より不公平なるは無しと雖も當時に在りては其の不都合を認めたるもの稀なりしなり。然るに一旦自由平等の主義普及するに及んでは悉く舊來の制度を廢却して租税の負擔に關しては新なる標準を求めたり。是れ即ち租税の原理に關する新時期を開きたるなり。されは今茲に租税の正義と云へば勿論古代又は中世の租税制度に適合する者には非ずして、現今の開明せる經濟社會に適合する者を指すなり。

然らば現今の經濟社會は如何なる基礎の上に立つやといふに其の最も主なるは夫の自由競争の制度なり。然りと雖も經濟社會は單に競争制度のみより成るにあらす更らば之と共に經濟上の共同制度の存する有り。例へば家族の間或は親

黨の間之を大にすれば一國の上になげけるが如し。由是觀之經濟上又は財政上に於ても自ら二種の正理無かるべからず。一は競争制度に適用せらるゝ正義にして一は共同制度の上に行はるゝ正義なり。されば租税の原則に關しても二種の正義の中何れに従ふべきやは自ら生ずる問題なり。前にも述べたる如く租税はその性質にして競争制度世裡に行はれずして共同制度世裡に行はるゝを以て自ら之に關する正義に依らざるべからざるは云ふを俟たず。

租税に關する正義の原則に二種有り。  
甲。租税は一般ならざる可らず。

苟くも國民たる者は國家に對して租税負擔の義務を有するは言を俟たず故に封建時代の制度と全く相反す。特に近年に至りては益有ゆる人民をして納税の義務を負はしめんとする政治上の傾向あり。換言すれば納税者及負擔者の範圍を益擴張せしむるの傾向あり。其現象たる要するに二の方面に向つて現はるを見るべし。(一)は有ゆる人民を税せんとし。(二)は有らゆる所得若くは財産を税せんとするもの是なり。今單に文字上の解釋に従へば租税負擔の一般の原則は



前者に存するか如しと雖實際の眞理に至りては却て後者に存す是れ經濟社會に於ける富の分配に關する現象を以て眞正なる現象となし是れに由りて租税を賦課すると云ふものにして實際上の施設に於ては所得若くは財産を有する者のみ納税の義務を有し之なき者は秋毫負擔する處なきに至る所以なり。之を以て此理論を實行するに當つて種々の難問題を生ず其重なるもの左の如し。

自然人及其經濟を税する場合 此場合に於ては内國人及び外國人との差異に由りて收税の難易同しからず若し租税を以て單に國民たるものの義務とせば外國人は内國に居住し若くは暫時滞在して租税若くは所得を有すると雖も租税を負擔せしむる理由なし。乍併國際法の發達するに従ひ外國人と雖も内國人と同一の權利を享有すべきを以て納税の事に關しても亦内國人と同一の地位に置かんとせり。而して内國人に關しては特別の問題を生ずる事少しと雖も其之あるは國人か外國に住して内國に其財産を有し若しくは官業を營み若しくは所得を有する場合と内國に住居する外國人が財産資本其他を有する場合なり。抑負擔の一般の原則に従へば此等は皆認めて以て税源となすに於て不可なる事なし。

法人を税する場合 公法上に於ける法人と私法上の法人とは固より徵税上の關係を異にす後者の租税主體たるは殆んど一般に認められ之を怪むものなしと雖も前者に關しては今尙議論の一定せざる所なり。最近の實例によれば是又租税の主體となる傾きあり。故に國家と雖も其下級の公共團體に對して納税の義務を負ひ下級の公共團體は亦其下級の團體に對して納税せざる可からず。換言すれば一國內に於ける各種の公共團體は其相互の間に於て納税の義務あり。例之普魯西國法に依れば國家は其所有の土地山林等に對して市町村税を負擔するの義務あるが如し。甚だしきに至りては帝王と雖も其私有の財産に對しては市町村税を負擔する國なきに非ず。

乙 租税の負擔は平等若くは公平ならざるべからず。  
佛國大革命の後政治上社會上に於て自由平等の原理行はれたるを以て租税上にも亦人民は各々國家に對して平等の負擔をなさざる可らすとの原則を生したり。乍併平等若くは公平なる詞は果して如何なる意義に解釋せらるべきやは實際上の一大問題なり。即ち租税負擔の配分問題にして若し單に文字通りの平等の意

義に従ひ各人をして分額の租税を納めしむるとせし其結果眞ノ公平を得る事能はざるは明白の事なり。蓋し租税は一般人民に於ても之を負担せざる可らざるの原則の一般人民を意味するよりは寧ろ却て一般の所得若くは納税力を意味せりと云ふを適當とす。抑も人は元來同等なれども所得若くは財産に至りては之に反す其同等ならざる者をして同格の租税を負担せしむるは理に於て妥當ならず。故に租税の負擔をして公平ならしめんとせば勢ひ自ら各種の階級亦は區別を設けて之が等差を立てざる可らず然らば其等差を立つるに當りて標準となるべきものは何なりや。曰二あり。一は相互提供原則にして一は應能提供の原則なり、二者共に租税上に適用せらるゝが其何れか果して正當なるやは實に租税原則に關してのみならず租税其物に關しても又根本的の問題なり。

租税の歴史上古く行はれたるのみならず最も廣く採用さるゝは所謂相互提供の原則に基ける方法にして彼のアダム・スミス以來多くの租税學者は皆之に依れり。例之經濟の額は人民の國家より享受する利益若くは便益に比例すべしと云へるが如きは其適用に外ならずして實際之を行ふに當りて所得財産若くは税源に比

例して以て其徵收額を定めたり、所謂比例税即之なり。之に反して應能提供の原則は近世國家税の財政上に適用せらるゝに及んで始めて其勢力を占むるに至り將來益、其の實行を見んとす。是等の云ふ所の租税負擔の平等若くは公平は只に名義上の平等及公平ならずして個人の實際經濟上に於て感ずる負擔の輕重の上より打算し來るなり。例之百圓の所得を有するものは一圓の租税を負擔し十圓の所得を有するものは十圓の租税を負擔するとせば其負擔たる唯名義上の公平若くは平等と云はざるべからず。何となれば負擔の輕重は單に資産の大小に比例せるを以てなり。是れ則相互提供の原則より云ふものにして應能提供の原則は之に反し其力能く負擔し得るものをして負擔せしめ、負擔し能はざるものは之を減し若くは輕くするにあるを以て所謂德義上及經濟上に於ける負擔の公平なりとす。抑德義上及經濟上の公平と名義上の公平とは如何なる點に於て差異あるや。曰く同一の財産若くは所得を有するものと雖も時々事情若くは家族的關係を異にするによりて大に之か負擔力を異にするは理の免かれざる所なり。加之所得及財産の額愈多ければ經濟學上の所有自由所得の割合長足に増加する

ものとす。凡そ税源と認むべきものは種々ありて獨り自由所得のみに限らずと雖も然れども最も其く租税の負擔に堪ゆるは自由所得の右に出づる者ならず。已に然りとせば名義上の公平と徳義上經濟上の公平とは其實を異にするを知るべし。近年租税の負擔は一般ならざる可らざるの原則専ら行はるゝに拘はらず之を有する國民より税せざるに竟畢負擔に堪ふる考をして之に當らしめ然らざるものを免除するの理由による。

是等の理由を斟酌して以て實際の租税負擔力を檢察し租税を賦課するとせば或は之を免除し或は之を増加し或は特に増加するの必要あるは論理上自然の結果なり。左れば應能提供の原則が租税の上に現はるゝ場合には累進税となる。蓋し累進税の基礎は必ずしも一派の論者の云ふ如く薄弱なるものならず自ら學理上の統系を存するあり。今其重なる説を摘述せん。

然りと雖も如何なる租税に於ても累進税を行ひ得ると云ふ能はず何となれば理論上に於ては可なりとするも之を實行する上に於て難ければなり。故に租税行政上比例税の必要なるは尙昔に比して大差なく而して之を行ひ得可き場合は甚

だ少からず。人或は累進税の取るべき所以を以て直に比例税を廢止すべしと速断するものあり。要するに之れ各種租税の性質を解せざるの致す所なり。方今と雖も尙ほ比例税を行ふ可きの餘地甚だ多し。

比例税は英國の正統經濟學派及個人主義を本とする政治經濟學者の常に唱道する所なり。彼等は之を唱道すると共に其反對なる累進税を排撃せり。曰く累進税は社會主義にして之を實施するの結果は徒に小民を利して富民を罰するに過ぎずと。蓋し今世紀の始より累進税の漸く擴張するに當りてや社會黨は累進税を以て其目的を達する所以の一方法とせり。乍併累進税の學理的基礎は必ずしも社會主義によりて立つと云ふ可らず故に其社會主義たるの理由を以て累進税を排撃するは唯其聲を聞きて未だ其形を見ざるの弊に坐するなり。今累進税を非とする所以の重なる理由を述べれば左の如し。

(一) 累進税は不公平なり 凡そ個人の國家に對して租税を負擔するは固より其財產又は所得等の大小多寡に因らざる可らざるは自然の理にして之を措いて他に公平なる標準はあらず。若此以外に強ひて標準を求めんとすれば不公平に陥る

は必せり。

(二) 累進税は却て不經濟なり 何となれば國民中租税を負擔する者の多數は小所得所有者或は小財産家なり故に國家歳入の大部分は彼等の貢獻する所に成る。然るに數の多き小財産家等に輕率を課し其數の少き富者に重率を課するも毫も國庫の收入を増す事なかるべし。况んや其重率に富者をして財産及所得を隠蔽せしむるの風を養成せしむるの弊害あるに於てをや。

(三) 累進税は論理に因らず故に不條理なり。思ふに累進税を排撃する所以の說に就いて其最も有力なるは即此第三の批難なるべし。何となれば累進税を實行するに必ずや財産若くは所得の大小に従ひて之か階級を設けざる可らず。加之此級階に従ひて其税率の等差を立つるを要す。然りと雖も階級及税率の等差は如何なる標準に依るべきやの問題に至りては一定の根底なし唯當局者又は立法家の判斷に依りて定むるの外途なし若然りとせば何んぞ不條理たるを免れんや。(四) 累進税は一定の標準を見出す事難きのみならず若し強て之を實行すれば遂に税率増加の結果納税者の全所得若くは財産を税するも尙足らざるに至る。此に

於てか租税は人民の所得財産を沒收すると同一の結果を生ずるに至らん。累進税に對する第四の批難は唯累進を以て幾何的級數累進と解するの致す所なり。乍併必ずしも累進を以て幾何級數的に解するを要せず亦等差級數的に解するを要せず累進税の主意は負擔力の増減に應じて實際之に叶ふ負擔を爲さしめんとするに過ぎず。故に單に數理上の問題にあらずして實際上の問題なり。左れば級數及税率の減増等差に至りても固より數理に依らずして實際の負擔力に應ずるにあり。之を以て從來既に實行する累進税と雖も論者の云ふ如き方法には依らず。唯級數的累進ならざるのみならず累進税と云はんよりは寧ろ累減とも云ふべし。例之日本の所得税法の如き其税率は百分の一より累進して極りなきにあらずして寧ろ百分の五、五より以下次第に百分の一に減するとせるが如し。要するに累進と云ひ或は累減と云ふ其何れを取るも不可なるなし歸する所は一方に於て租税の負擔に實際的德義的公平を得せしむると共に他方に於て國庫の收入を増加するを計るに外ならず。人或は之を以て國庫の收入を増加する功能なしと云ふものあれども前既に説明したる自由所得を以て負擔の基本となさん

か其歳入増加する效力あるは掩ふべからざるの事實なり。

### 第九章 租税行政に關する原則

アダム・スミスの唱導したる四大原則の多くは(一を除く)租税の課賦徴收に關する便宜を計る方便を示したるものなり。當時國民の富若しくは所得未だ増殖せず税源尙ほ豊富ならざりしかば之が賦課徴收の道に蟠る障碍甚だ多かりしは言を俟たず。左れば之を排除して以て國庫の收入を得んとせば勢ひ收税の手續に關する便宜を與へざるべからず。然れども方今の如く財政上の需要急にして且之を充す財源不足するに於ては是等の原則は他の原則に比して一籌を輸せざる能はず。然るに現今と雖ども尙此原則の必要ある所以は他なし當局者并に立法者が唯其財政上の目的を達するに急にして實際上の關係を忽にする傾あるに坐す。既に陳べたる如く租税の負擔に關する人民の喜憂は唯税額のみによらずして之が賦課徴收の事情に關するものあるを見れば租税行政の原則も亦已む可らざるなり。租税行政上の原則を分ちて三とす。

(一) 收税の方法確實ならざる可らず。即ち租税納税の期日場所及其時々納むべき

税額の多少等に關しては豫しめ法律を以て確定し納税者をして之が準備の機會を得せしむるを要す。特に貨幣制度統一を欠きて種々の貨幣並ひ流通するに當りては亦豫しめ租税の納付に用ゆべき貨幣の種類をも定むべし。

(二) 收税の方法納税者に便利なるを要し併せて亦收税者の便宜をも計るを要す。例之國庫の收入は必らずしも其支出に應じて入り來らずと雖も國家が豫め之が期日を定むるに當りて兩者の調和を計るは財政上の一條件なり。乍併此際恰も注意を要するは納税者の便利にして彼の租税納付の場所期日期限納税者の監督及徴税の順序手續等は努めて人民の嗜好風俗習慣に背戾するを避け其便利を計るべきなり。何となれば納税の場所期日期限の定め方によりて設令其税額は同一なるも納税者の經濟上に及ぼす關係は大に異なればなり。經濟學者が嘗て租税は生産の初めに於てせず其終りに於て課すべしとの説をなしたるは之が爲にして凡そ生産の初め徴收せらるる租税は生産者の資本の一部分を減殺して爲めに其生産額を制限するの恐あり。其他租税の種類性質に依りては特更に其人民の風習習慣に逆らひ且其健康若くは徳義心を傷ふものなしとせず。例之海關税

の重きか爲めに密輸入を奨励し或は佛國の門窓税に家屋の門戸を縮少して空氣の流通日光の透入を妨ぐるの結果あるか如し。

(三) 徵稅費は努めて儘少なるを要す 最少の經費若くは最簡の方法を以て出來得べき丈け多くの結果を得るは經濟の原則なり。故に徵稅に關しても可成少なき費用を以て可成多くの收入を得るを圖らざる可からずと雖も時に或は此原則に従ふ隙なきことあり。例之間接稅特に海關稅の如きは他の租稅に比して比較的に多くの徵稅費を要すと雖も絶對的収入額も亦多きか爲めに尙之を存せざるを得ず。然れども租稅の徵收に關し努めて其經費を減少するを計るべきは唯財政上必要なるのみならず人民の公德並に其經濟を保護するに必要なり。

## 第十章 租稅の轉嫁

### 第一節 概論

凡そ租稅の原則及租稅賦課徵收の方法に關する理論は皆其負擔をして公平ならしむる所以にあらざるはなし。故に此點より論ずれば租稅行政は主として其負擔の歸着する所を究め國民をして其負擔に不平なからしむれば即ち足る。然り

と雖も國家は法律を以て常に負擔の歸する所を定むると能はず唯租稅を以て規定し得べきは租稅の物體主體即納者及賦課の標準のみ是れ單に租稅を徵收する方便に過ぎるなり。左れば租稅行政上稅源及租稅の負擔者に就て國家の關與するを得るは唯是等の公平に關する希望を有する迄なり。後直接稅及間接稅の區別は其源を此希望に發す即租稅法律の規定する如く其納者に由りて負擔せらるる租稅は直接稅なるも反之納者によりて一度納附せられたる租稅をは更に他人をして償はしむるは即間接稅なり。蓋し負擔の歸着する關係は私經濟社會に於ける生産分配物價及所得の成形に關する出來事に由て其趣を異にす。其然る所以のものは他なし方今經濟社會の基礎は私有財産制度にして生産分配物價等に關する諸現象は皆私有財産制度の結果たらざるはなし而して契約及競争の自由并に個人か經濟市場に於ける大勢を利用して自家の便宜を計る手續順序等の負擔をして變轉せしむるの原因たらざるはなし。例之生産者間に行はるゝ競争は常に物價を下落せしむる傾向あるを以て是か爲めに一度納附せし租稅を其生産物の價值中に組入れ購買者をして負擔せしむると難しと雖も反之購買者の間に

於ける競争は物價を騰貴せしむるを以て却て反對の結果を生ずるか如し要すに租税負擔の歸着は生産分配若くは物價及所得の成形と密接の關係あるは言ふを俟たずして明なり。

從來租税負擔の移轉を論ずるもの其見全般に及ばず唯其一部分に踴躍するを以て樂天主義に之を解するもの多し。されば一部分の正統經濟學者の言ふ如く經濟社會に於ける個人の關係は常に利益の調和を保つとせば租税負擔の移轉も亦良好なる結果を生ぜずんばならず何となれば各個人の間<sup>に</sup>於ける利益の調和は租税負擔の移轉を生ぜしむと見做さざる可らざるものあるを以てなり。曾て有名なる負擔の格言たりし舊稅は皆良稅なりと云ふは亦た此種に外ならず何となれば其人心及風俗習慣に浸潤すること既に久しきを以て自ら各個人の利益と調和すべければなり。乍併利益の調和は必しも常に經濟社會に於て之を見ることを得べからず。例之労働者の利益と資本家の利益は其相互に利用するものを提供するを以て調和するか如く見ゆと雖も而も彼等は可成已れの出す處を少くして求むる所多きを以て其利益は却て衝突を來すに至る。此理に由りて租税負

擔の轉嫁も間々良好なる結果を生ずることありと雖も反之却て負擔の不公平を招くの原因となることなきにあらず。假令租税法にして負擔の移轉を望むも實際に於ては毫も其希望を充たさざることあり。如此負擔の移轉は已む可らざるものとするも國家は法律を以て其歩合手續等を定むること能はざるを以て其結果必ずしも常に善良なるものと云ふを得ざるなり。租税轉嫁に關する現象を大別して三となす。曰く租税負擔の配轉。曰く租税負擔の前轉。曰く租税負擔の逆轉是なり。

## 第二節 租税負擔の配轉を論ず

凡そ重税を課せらるゝもの其負擔に堪へず之か爲めに營業上の利益を減少して事業を維持すること困難なるに當りもし尙能く之を繼續せんとせば租税負擔の減少するか或は其營業上の經濟を減少するにあらざれば能はず。此時に際し若し從來と同額の資本を以て同額の生産をなし而して其生産費を減少するを得ば其收益増加するを以て之を營業上の關係より論ずれば租税の負擔を減少して利益を増加すると異なることなし。即上の場合に於て假に租税の負擔の重大なる

も生産費の減少の爲めに増加する利益より之を撥ふて餘あり。斯る現象は生産に課する租税若くは消費物に課する租税に於て屢々見る處にして其著しき例はナポレオン戦争の前後英國に於ける蒸溜酒税及近年獨逸に於ける蒸溜酒税、砂糖税等に於ける課税の場合なりとす。此等の場合に於ては酒造家、砂糖製造家等は其租税の負擔重きが爲めに之を免れんとを務めたるの結果遂に其生産法を改良し同額の原料を以て更に多くの精製品を産出するを圖る。換言すれば同額の生産費を以て多くの収入を得んとするものなり。而して漸く此目的を達したる所以は酒の蒸溜法即蒸溜器械を改良し又新奇の砂糖精製器を發明したるにあり。凡そ是等間接税法の精神は生産者の納付せる租税を其消費者に轉し是等をして負擔せしめんとするに外ならず。然るに租税の負擔重からんか生産者は之を他に轉すること容易ならざる爲め寧ろ忍んで自ら多少の負擔をなすの却て利益なることあり。前に述べたる現象は主として是等の場合に起る結果なりとす。然らば斯る場合に於て租税の負擔は實際何人に歸するや若し之を一個人經濟上の關係より論すれば生産者にあらず又た消費者にあらず。何となれば生産者は其

生産費減少したる爲めに利益増加せるを以て其生産に課せられたる租税は従前に比しては毫も負擔せざると同じく亦消費者は生産費の減少したる爲めに假令消費物の價值中に重税の負擔組入れらるゝも其物價従前に比して騰貴せざるを以て左迄負擔を感ずることなかるべし。由是觀之生産者消費者二ながら従前に比して租税の負擔を感ぜざるの理なり。即此負擔に任すべきは畢竟個人間に於て之を見ること能はざるを以て其國民全體の經濟之を負擔するものと云はざる可からず。別言すれば此場合に於ける租税の負擔は一個人に歸せずして其國民全體の經濟上に配分せらる。租税負擔の配轉是れなり。是等の現象は必ずしも間接税の上に於てのみならず直接税に於ても亦之あり。例之財産所有者が其財産に重税を課せらるゝに當り其重きに堪へずして勤勉力を惹起し従前に比して多くの収益を得るとせんか生産若しくは消費物に課せられたる場合と同一の結果を生ずべきが如し。

### 第三節 租税の前轉を論ず

通常經濟學者の所謂直接税間接税に關する租税法の精神は其負擔の移轉に關す



る現象を以て悉く前轉と見做すものなり所謂租税負擔の前轉とは一たび納者の納めたる負擔を轉して更に負擔者の負擔となすを云ふ。故に酒造家の一旦納めたる酒造税をして之を販賣するに當りて其價の中に組入れ購買者をして償はしむるは即ち負擔の前轉なり。かゝる經濟の現象は其經濟社會に及ぼす影響有害なるにあらずして却て其公平を得せしむる一原因たるもあり。然れども租税負擔の前轉は必ずしも常に望むを得可らず其之ある重なる場合は左の如し。

(一) 生産額の減少する容易なる場合。凡そ生産若しくは生産物に課する租税は之が爲めに生産物の價値を騰貴せしむるは言ふを俟たず是れ其租税を價値の中に組入れ以て購買者をして負擔せしむればなり。然るに價値の騰貴は常に其需要を減少する恐あるに際して尙從來の如く生産額を繼續せんか物價の下落を惹起して負擔の前轉を見ることを得ざるに至るべし。例之生産上の組織の關係よりして生産額を需要に適合せしむることを得ば物價の下落を妨ぐと共に負擔を前轉せしむるも亦容易なりとす。

(二) 社會に於ける經濟上の組織發達して大生産行はれ其生産者間に行はるゝ協議一致は常に需要者に對して同一の方針を取らしむるを得る場合。例之亞米利加合衆國に於けるトラスト獨逸に於けるカーテル等にありては唯一國內に於ける同種貨物の價値を制定するのみならず亦其生産額をも制限せり。斯る場合に於ては生産物は生産家の協議に由りて同一の方向を取るを得るを以て一度彼等生産者に課せられたる租税を轉して他の負擔となすは決して難きにあらず略言すれば生産者の經濟力消費者に比して強大なる時は其負擔を轉じて後者の負擔と爲すことを得るなり。

(三) 生産物か必需品なる場合。若し夫れ消費者の需要する貨物にして日常の必需品ならんか假令新に租税を賦課せられたる爲めに其價騰貴するも之が消費を減する事能はず其價の高きに拘らず從來の如く消費を繼續せざるを得ざるを以て租税の負擔か消費者の頭上に落ち來るも之を避くる事を得ざるなり。以上述べたる所は主として生産若しくは消費物に課せられたる場合にのみに関するものなりと雖も負擔の前轉は此に止らずして凡そ經濟社會に於ける個人間の取引等は皆之を促すの原因たらざるはなし。左れば財産に課せられたる租税と

雖も時として同一の現象を見る事あり例之家屋所有者に課せられたる家屋税は其借家料を高めて借家人の負擔に歸する事多きが如し。此理に因れば負擔の前轉は取引生産配分等の如き經濟的行爲を離るゝ事益遠き場合に於ては益少く反之其相去ると愈近き場合に於ては愈々多とし謂ふべきなり。

#### 第四節 租税の逆轉を論ず

既に述たる如く租税負擔の移轉は必ずしも法律又は當局者の希望する如くならずして却て豫期に反する事多し。例之納税者の一たび納めたる租税にして後之を轉して他人の負擔と爲す事能はず却て其頭上に落ち來るとあり之を租税の後轉亦は逆轉と云ふ。斯る場合に於ては唯負擔の配分を爲す事能はずして其負擔常に一所に滯滞するものなり今其著るしき場合を述べれば、

(一) 租税の賦課によりて假令其生産者の價値を騰貴せしめ其需用を減少するも容易に其供給を減少する事能はざる場合。此の大生産の組織行はるゝに反して多數の小産者存在し其間に於ける競争激しく加ふるに費力欠乏して經濟上の事變に堪ゆる能はざるに於ては往々投資捨賣等を惹起して租税の負擔は彼等納者に

歸せざるを得ず。

(二) 奢侈品に租税を課して以て其價値を騰貴せしむる場合に於ては直に其需要を減少し租税の負擔を以て消費者に歸する事難く却て納者に歸する事となるべし、(三) 假令奢侈品にあらざるも其價の騰貴するに當りて他物を以て代用する事を得る場合に於ては租税の負擔は勢ひ逆轉せざるを得ず。例之近時酒造税重きが爲めにアルコール支那酒の需要を増加して清酒の需要を減少する傾あるが如き之なり。

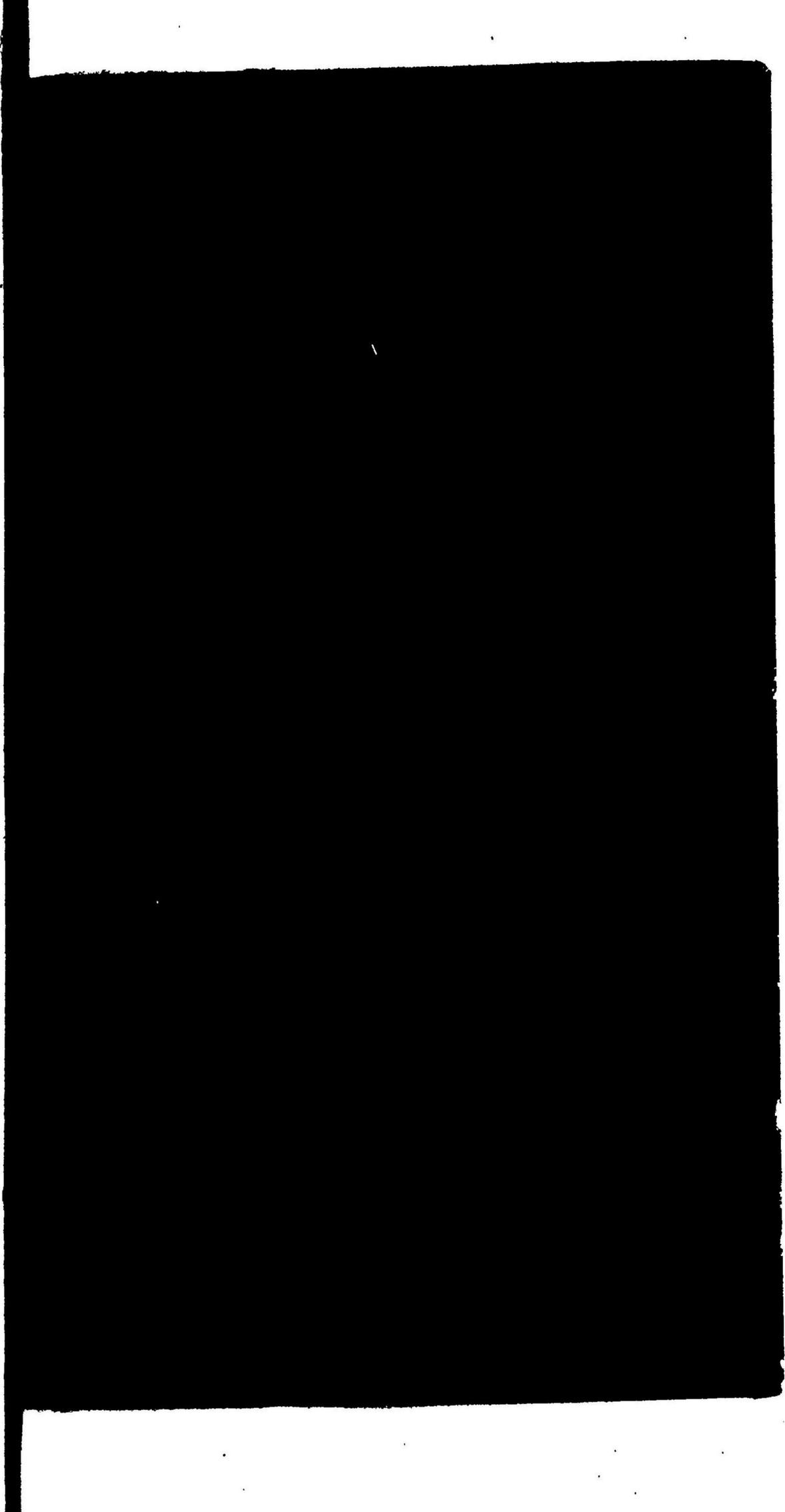
以上は負擔の移轉に關する現象の簡易なるものに就て言ふのみ。其實際に至りては二種若くは三種の現象並ひ起りて其一部分は前轉し一部分は逆轉し亦一部分は配轉し或は一度轉したるもの後更に逆轉する等の事なきにあらず。

畢竟租税は國民に由りて負擔せらるゝを以て如何なる種類の移轉なるも其國民中の甲より轉して乙に歸せしめ或は乙より更に丙に歸せしむるに過ぎず。亦時として配轉の場合に於けるが如き一個人の經濟上より見れば更に新負擔を感ぜざるも是唯生産の關係異なるが爲めにして之を負擔すべき新財源が増加した

るより國民の富が之を負擔す事あり。  
租税は果して生産費の一部分を爲すや否やの問題は從來經濟學者の頻りに論争したる所なり。或は又經濟は個人の欲望を充たすに必要な入費と同一く個人所得を減殺すへき必要經費たるや否やを疑ふものあり。要するに是等の問題たる經濟を以て一種の報酬と認めたる誤謬に由來す唯た租税の生産費たるや否やに至りては財源の異なるに従ふて自ら同しからず。例せば人民の多くは生産費ならざるも之に反して生産消費輸出輸入交通其他所謂實業者によりて納めらるゝ負擔にありては生産費となる傾向多し、從て負擔の移轉も亦主として是等の租税に特有たる現象なり。但し日本の地方條例に由れば地稅地方稅其他公費と稱へらるゝものは生産として認めらる。

行オラニ

租 稅 論 終



3  
52

040705-000-4

ユ-52ニ

租税論

松崎 蔵之助/述

[M 3 3 ?]

BDE-0401

